

議 事 日 程 (第 2 号)

令和7年6月11日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※専決処分

日程第 2 議第39号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認について

日程第 3 議第40号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について

日程第 4 議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 6 議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 7 議第44号 R6災46—102江地(2) 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更の専決処分の承認について

※一般議案

日程第 8 議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

日程第 9 議第46号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議第47号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

※条例案件

日程第11 議第48号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第49号 遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第13 議第50号 旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事請負契約の締結について

日程第14 議第51号 令和7年度遊佐象潟道路(物見峠地内)建設工事に伴う送配水管移設・撤去工事請負契約の締結について

日程第15 議第52号 スクールバス(中型)の取得について

日程第16 議第53号 移動式バスケットゴール及び付属機器の取得について

日程第17 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	遊 佐 亮 太 君	2番	伊 原 ひ と み 君
3番	駒 井 江 美 子 君	4番	今 野 博 義 君
5番	渋 谷 敏 君	6番	本 間 知 広 君
7番	那 須 正 幸 君	8番	佐 藤 俊 太 郎 君
9番	菅 原 和 幸 君	10番	土 門 治 明 君
11番	斎 藤 弥 志 夫 君	12番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	高 橋 務 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君
健 康 福 祉 課 長	渡 部 智 恵 君	町 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	土 門 良 則 君
教 育 長	土 門 敦 君	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	荒 木 茂 君
農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員	小 林 栄 一 君
代 表 監 査 委 員	本 間 康 弘 君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅 原 潤 議事係長 船 越 早 苗 主 任 伊 藤 歩 美

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員として、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の一般質問に入る前に、6月10日の本議会の一般質問において、那須正幸議員の発言の中で本人より訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） それでは、私より訂正をさせていただきたいと思います。

昨日、6月10日の一般質問におきまして、「旧朝日橋の橋台」という表現をいたしましたでしたが、正式には橋脚という部位に当たるということでありましたので、ここに訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（高橋冠治君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） おはようございます。今朝は久しぶりに、約10日ぶりぐらいに雨が降りました。農作物にとっても、ほこりっぽい空気にとりましても、恵みの雨になったかなというふうに思います。しかし、報道を見てみますと、九州地方のほうなどは大変な雨になっているようでございます。被害もかなり大きくなっているようです。これ以上大きな被害が出ないように祈りたいと思います。

では、2日目、最初に一般質問行いたいと思います。最初に、学校給食費負担軽減事業の検証結果について質問いたします。遊佐町では、近隣自治体に先駆けて、令和6年10月より小中学校の学校給食費負担軽減事業が施行され、6か月分全額補助をされました。町の大きな決断に感謝いたします。令和7年2月に、国の方針で、小学校を念頭に令和8年度から給食無償化を実施すると示されました。このまま方針が変わらなければ、小学校分は国から補助金支給となるので、町の負担も減るのかなと思われます。町にとっても保護者にとってもありがたい制度化、実現してほしいと願っております。令和7年度に入り、約2か月が経過しました。令和6年度に実施した学校給食費負担軽減事業の検証は既に終わられましたのでしょうか。また、これからの予定なのでしょうか。保護者へのアンケート調査、もしくは保護者会等での質問や意見の取りまとめがされたのか。また、その意見の内容も伺いたい。令和7年度も下半期6か月、同様の事業を行うに当たって、前回の改善点を考えるためにもぜひ伺いたいと思います。

次に、今後の学校給食の食材調達について伺います。米は遊佐産のもの、地元の野菜は野菜直売所や農家さんたちから納入、その他の食材は地元の事業者や契約業者から納入されているとお聞きしています。昨今の物価高騰に加えて、米、野菜は天候不順や生産者の高齢化と減少で食材入手も年々厳しくなってい

ると思われま。また、令和9年の新道の駅開業に合わせて、現在の野菜直売所も運営体制が変わり、今と同様の納入も難しくなると考えております。2年後のことではありますが、今から地元の野菜納入先もいろいろな選択肢も含め検討すべきと考えております。食材調達、特に地元のものにおいては、子供たちの一食を担う大事な案件だと思っております。今後の食材調達に関してどうお考えか伺います。

以上、壇上より私の質問といたします。よろしく申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） おはようございます。昨日に引き続き、2番、伊原ひとみ議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

遊佐の野菜、遊佐の米、私も今朝も遊佐の野菜、キャベツ、大根、本当においしくいただきましたが、当たり前食材が当たり前食卓に上ることがとても大事だと思ひながらこの仕事もさせていただいております。今日は、食や子供たちの給食、またこれからの調達など、多岐にわたってご質問いただき、ありがとうございます。お答えさせていただきます。

最初に、学校給食費負担軽減事業の検証結果についてお答えさせていただきます。学校給食に関しましては、本町の重要な施策の一つと考えております。昨年度は、補正予算で負担軽減事業を進めましたところ、豪雨災害で9月定例会が10月開催となったこともありまして、予算の議決から保護者の皆様への周知実施までを非常に短期間で進めてまいりましたが、今年度は事業費を当初予算に計上済みでありますので、様々な面でスムーズに進められると考えております。また、事業についての事業者の皆様からの反応といたしまして、アンケート調査や各保護者会などでの質問、意見の取りまとめは、ただいま現在は特には行っておりませんが、個別に何人かの町民の皆様にお話を聞いたところでは、半年間でも全額助成されたことはありがたかったし、できれば通年で助成をお願いしたいというようなお声もいただいております。子育て中は何かとお金が必要です。毎日の暮らしや教育費、様々なことの負担軽減に少しでもなればと思ひて考えた施策でございますが、また実施の時期については下半期分の無償化ということで、暖房費や次年度に向けた準備のための出費が増える時期とも重なりまして、よかったという声も伺っております。給食費の無償化につきましては、国の異次元の少子化対策における制度を引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、今後の給食の食材調達についてでございますが、本町の学校給食は食材の地産地消を推進させていただいております。学校給食におきます県産農林水産物の使用割合が、山形県内では我が遊佐町は上位となっております。学校給食は、子供たちの健康維持の下、地域の食や農業への理解促進と食の大切さを考える重要な役割を担っておりますが、議員おっしゃるように、昨今の物価高騰、生産者である農家の皆様の減少や高齢化、集荷や学校までの配達負担が大きいなどの課題を抱えておりまして、食材調達が日増しに厳しくなっているのは実際の現状でございます。改めて議員にご説明するまでもなく、現在の道の駅鳥海ふらっと内の野菜直売所を運営する団体の皆様よりも学校給食で使う野菜に関しても納入いただいております。感謝でございます。本当においしい野菜です。新道の駅の野菜直売所については、三セクである遊佐町総合交流促進施設株式会社が運営していく予定となっておりますが、今後、現在のその野菜直売所を運営している団体を発展的に解散ということで、新たな未来に向かった組織を立ち上げるといふ方向だと伺っております。具体的な検討はこれからのようでございますので、給食で使用する食材の

納入の件につきましても、今後、三セクと教育委員会と協議を進めていくものと思っております。今後も議員のご指摘もあったように、できるだけ生産者の顔が見える関係性を維持しながら、安全で安心で体にいい、本当に遊佐らしいおいしい遊佐町産の食材を多く使った学校給食を提供してまいりたいと考えております。過去の学校給食もとてもおいしく、未来に続く学校給食も同じようにおいしく、安心、安全であるべきだと私も議員と同じように考えております。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 答弁ありがとうございました。では、ここから自席にて質問させていただきます。

学校給食費負担軽減事業、令和7年度は2,569万円予算を組んでくださっており、たとえ6か月分でも全額助成はどの保護者もうれしく、ありがたい事業であると思っておられると思います。アンケートを取らなくても、検証しなくても、返ってくる意見はある程度想定されているものかもしれません。私の聞き取りの中でも同様の回答が多かったです。一番多かったのは、本当にありがたい、でも1年を通しての半額助成であってほしかったという声がやっぱり一番多かったです。昨年、10月定例会前の全員協議会やほかいろんな場面での答弁の中に、通年にできない理由というのを職員の集金、金銭管理の煩雑さ、働き方改革などと述べられておりました。これらの業務は今までもされていたわけで、急に増大する業務とも考えづらく、理由としては少し無理があるようには感じました。担当者の6か月の業務の負担を減らすため選択したと考えるほうが妥当かなと思います。本当にありがたい事業でした。ですが、やはり少し保護者の心理も酌んでほしかったなというふうに思います。令和7年度も同様の事業が行われます。上半期、まさに今保護者が昨年度、下半期とのギャップに苦慮していないかなどの声もきちんと聞いておいたほうがよいかなと思います。なされているとは思いますが、上半期6か月は給食費が値上げした分、小学校1人1日50円、中学校は1人1日70円分を、総額440万円ほど町で補助していることも保護者に丁寧に説明しておくことも大事だと思います。やはり負担軽減事業の検証をしておくことは大事だと考えます。アンケートを取ってくださいとまでは申しませんが、せめて保護者が一堂に会する機会、PTAや各学年の保護者会の場所などでも問いかけてみて、意見をいただいております。今後、保護者会等での事業についての意見の取りまとめ、負担軽減事業と高騰対策事業での丁寧な周知、説明、また事業を行ったことで昨年10月から3月まで担当者の業務が軽減されたのかどうか、未納だった保護者との関係性は変わったのかどうか、今現在、4月から8月までの給食費の集金の影響など、これらの検証、いろいろ事業終了後に調査することがあるはずですが、これらについて検証を行う意向があるかどうかお伺いします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今、伊原議員のほうから事業の検証についてのご質問がございました。今現在、小学校1校になったということもありまして、前ですと5校もあったということもありますけれども、今現在、大体そういったいろんな事業の窓口になっているのが遊佐小学校の栄養教諭の先生だというふうに理解しております。そういったところから、今の実情とかお伺いしながら、実際学校での事務の様子とか、それから児童のいわ

ゆる集金の現状とか、そういったことは随時確認してやっているというふうにちょっと理解しております。ただし、直接保護者の声というか、そういったことにつきましては、広く収集するような、そういったところは実際は行っていないというようなところではございますので、今後そういった部分にもちょっと配慮しながら、実際の生の声とか拾っていければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。ぜひいろんな声を拾ってくださるよう、よろしくお願ひします。

とはいえ、壇上でも申しましたように、国の方針が今のまま変わらなければ、令和8年度から小学校の給食費無償化が開始される見込みです。そうなれば、小学校に関してはこの議論は意味がないものかもしれませんが、今年度は行われる事業でもありますし、中学校に関して言えば国の無償化はまだ未定の案件でございます。未定のことにお答えづらひとは思いますが、このまま来年度より小学校が給食費無償化となった際、町から歳出する分が減ることになります。その場合、中学校の給食費は今まで同様、下半期のみ町が助成するのか、もしくは小学校の負担していた分を中学校の通年負担というふうに検討するなど、いろんな考えをお持ちなのかどうかお伺ひしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

国の無償化による動きについての町の対応というようなことではございますけれども、こちらについては今現在もまだちょっと不確定な部分が多くて、こちらのほうとしてもそういった国の動向を注視しているというような状況であります。しっかり国の責任において無償化がなされるということであればいいのですが、それについても各自治体ごとで給食費等違うものですから、実際そういったところにどういうふうに国が対応していくのかとか、そういった部分もちょっと私どもまだ分からずに、どういうふうになるのか本当不安でいるような状況ではございますけれども、以前ですと物価高騰対応の地方創生臨時交付金などで、これを給食の無償化ですとか負担金に使ってもいいよというような形で国から交付金がありまして、それは各自治体の実情に合わせて執り行うというようなことで、それを無償化の財源として使ったこともございます。そういった形で地域の実情に合わせて、自治体に合わせてやっていいというふうになるのか、それとも国の責任で本当に全部やってくれるのか、そこら辺も踏まえながら内容を注視していきたいと思ひます。

それで、今小学校の無償化ということが出ておりますので、中学校についてはどうなるかというような部分でございますけれども、私の気持ちとしては、やはり小学校が無償化なのに中学校が、では給食費集めるとなかなかちょっと、中学校は中学校でお金かかる時期でもございますので、そういった部分に対応してあげたいという気持ちは当然でございますけれども、財政状況ですとか国の決まった方針、そういったものを十分総合的に考慮しながら検討していくべき課題なのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。未定の話質問しまして大変申し訳ございません。教

育課長としては、やはり中学校の給食費も負担してあげたいと。気持ちとしては思っておると。やはりこれは財源が絡むことですから、これから先の話ですので、本当に国の動きを注視しながら、ぜひ検討しておいてもらいたいなというふうに思います。

では次に、町長へ確認としてお伺いします。昨年、この学校給食費負担軽減事業を行うと示された際、この事業の目的を話しておられました。その中に、保護者世帯への負担軽減と、近隣自治体に先駆けることによって子育て支援や移住者促進の一翼を担うと、そういうことも狙っての事業だと話されていたように記憶しておりますが、これで間違いなかったのでしょうか。もし過不足あればそちらもお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 伊原議員の質問にお答えさせていただきます。

私の答弁そのようでありましたし、近隣自治体に先駆けてと申しますか、今のところ酒田市さんよりは先にさせていただいていると認識しております。本当は1年分させていただきたかったのですが、伊原議員と同じ見解で、財政のことを考えますと半年分だった。なお、先ほど伊原議員のご質問にあったとおり、半額で1年分のほうがいいのではないかとおっしゃるとおり私もそう考えました。ただ、そこには職員の手間とか、あと様々な業務の細かなところを検討した結果、半年分というやり方になってしまったところは大変申し訳ないなと思っております。保護者の皆様がせっかくこれはいい事業だとおっしゃってくださっても、そのどこかに理解、例えば町としてのPRまたは半年分という、ちょっと力弱いねというところはあると思いますので、なおこれからも伊原ひとみ議員がおっしゃったように検証も大事ですし、お声もすくい上げていきたいと思っております。様々なご意見いただくことは本当にありがたいので、またいろいろ教えていただきたいと思っております。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 町長ありがとうございます。やはり子供たちのために、保護者のためにいろいろ考えてくださってのこの事業であります。本当にありがたく思っております。

令和6年12月の発行の文部科学省の資料からちょっと抜粋しますけれども、「学校給食法の目的・目標とは」と載ってございました。「適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や給食を通じた食に関する理解や判断力の育成である。これらを実現するため、給食実施に対する諸施策や経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を進めている」と記されておりました。また、同じ資料の中に、「全員を対象にした給食費無償化は、一部の自治体では子育て支援、少子化対策で実施されており、結果的に保護者世帯の所得の増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標とは異なる」とありました。ただ、これは給食法からの観点ですので、ここでは参考資料として話しておきます。また、令和5年6月のこども未来戦略方針の中で、「学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する」というふうな一文もございました。このこども未来戦略方針の一文からも読み取れますように、やはり事業を行った以上、検証や成果、課題のあぶり出しは必要だと考えております。結論はどういう目的であったとしても、結果的に子供たちと保護者へ安心して給食が提供できるというのは一番の目的であり、成果だと思っております。繰り返し申しますが、令和7年度、今年度もこの事業が行われるわけです。国でも学校給食無償化の実態調査を行うというふうにあります。これらを鑑みても、やはり検証と成果、課題

のあぶり出しは必要ですので、ぜひしっかりと行ってください。この件に関してはこれで終わりたいと思います。

次に、給食食材調達に関してでございます。米は遊佐産のもの100%、野菜も地元の旬の野菜を多く使用していただきまして、学校側の子供たちへの地産地消の給食の意識の高さを感じております。先日、学校給食担当の先生ともお話しする機会がありまして、学校側の思いもしっかり聞かせていただき、尽力されていることにありがたく思いました。昨年度、給食費を値上げしたことで、今は何とか子供たちの栄養基準を満たしている給食を賄われているということでした。しかし、この物価高騰での食材費の上昇と、何より地元食材を提供してくださる業者さん、事業者さん、農家さんの減少をとっても心配されておりました。小学校は主に野菜直売所、中学校には農家さんの納入がなされているというふうにお話を聞いております。壇上でも申し上げましたけれども、令和9年に開業予定の新道の駅の野菜直売所は、現在と運営体制が変わり、今までと同じようにボランティアに近い形での提供が難しくなってくるのではないかと考えております。今月3日に、運営予定会社から現直売所会員への説明会もございました。まだ具体的に決まっていることも少なく、説明も不透明な部分も多かったのですけれども、生産者側の意見の中に、学校給食への提供も継続でお願いしたいというふうな要望がありました。答弁の中にも、今後、三セクと教育委員会での協議を進めていくものと考えているというふうにございました。企業の地域貢献の面からも、継続して食材提供してもらえるように確認して、了解の後、協議していただきたいと考えております。その際の協議内容は、配達料、手数料、妥当な価格設定とか、また産業課、企画課など、他の所管と関連する部分もあるかと思うので、しっかりと連携を取りながら進めていただきたいと思っております。これらについてまだ先のこととはいえ、今からの動き出しは必要なことだと思っております。また、野菜直売所に限らず、今後はもう少し多くの農家、納入者を募集して、協力してくれる人を増やしておくべきだと思っております。教育課だけで農家さんを探すのも大変だと思っております。ほかの課とも連携を含めて今後の食材提供者の増員等考えておられるか、いかがお考えかお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

給食の納入者、納入業者のお話でございました。今新しい道の駅に伴っていろんな産直の体制も変わるというようなことで、そういったところにつきましては、私どものほうとしてもその状況に注視しながら、新しい運営団体等と調整、協議を行いながら、しっかりその辺は地元の野菜、地元の食材を学校給食に提供できますように取り組んでまいりたいと思っております。

また、特に農家の高齢化ですとか、なかなか配達のコスト負担が大きいという面があります。また、その中で、やはり子供たちになるべく安く給食の食材を納入するということが、本当に地元の納入業者、農家の皆さんからは頑張ってもらっているというふうなところでございます。そういった部分につきましては、本当に納入者の方がしっかり、では適正な価格でというふうなところで、それを反映するような形での価格設定、そういった部分については今後ともしっかりと対応していきたいと思っておりますし、本当に納入している方が我慢して、安い、でも給食だからしょうがないというような、そういうところで負担を強いられているというようなことにならないように、持続可能な体制をつくっていく必要があるのかなというふうなふうに思います。当然給食の食材ですと毎日納品しなければならないということで、納入する方もなかなか高

齢であったりとか、今度足代がかかるとか、そういったやっぱり不満等も出てくるところではございますけれども、しっかりそういった部分は価格等へ反映、当然させなければならない部分でもありますけれども、お互い協議しながら、今現在も、特に野菜なんかは価格の上下、様々移動と申しますか、変化があるものですから、適宜そういった部分は見積り取りながら、適正な時価で販売いただくような形でしているというふうに理解しておりますので、今後とも生産者の方、納入者の方としっかり連携取りながらやっていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。個々の農家さんとゆっくり話をしながらというのものなかなか難しいと思いますけれども、いろんな場面で話しする機会とか、いろんな情報を聞く機会とかありましたらぜひ反映していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、現在の食材納入のほうについてお伺ひします。学校の担当の先生とのお話の中で、食材費の価格設定等は特にしっかり決めてというわけではなくて、ある程度市場の動向にも合わせて変動、少しの変動とかもしながら決めていっているというお話でした。食材の発注や価格は現場である学校に一任されていると思ひますが、教育委員会と納入業者、農家との価格設定でありますとか、契約書ですとか、協定書的なものが交わされているのかどうか確認したいのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

農家さん以外の様々学校給食へ納入する食材につきましては、それぞれ業者さんが、納入業者さんお持ちして、その納入業者と町のほうで契約結んでいるというようところで理解をしております。最近ですと、そういった納入業者自体もやっぱり少なくなってきたというようところでございまして、いろいろ学校給食用品の納入業者さんのリスト今ございますけれども、なかなか特に魚屋さんなんかの関係は町内でも少なくなってきたいて、そういったものを納入してくれるところが今だんだん不足しているというような実情はあるようです。あと、いろんな、なるべく町内の事業所等を使うような形ではしているのですが、それぞれの個々の事情なんかもございまして、そういったところをいろいろお互い協議しながら納入業者と契約しているというようところでございまして。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。きちんと業者との契約とかは結んでいるということで理解しました。

また、食材納入団体さんからの声で、一堂に会しての場があってもいいのではないかと申すように聞いております。今まで一度もそういう機会もなかったですし、町内には小学校、中学校1校ずつですので、そんなに大人数でもないと思ひます。先日の給食担当の先生とのお話の中でも、納入業者さん、農家さん、皆さん集まって、年間この食材はどのぐらい使うのかとか、いつ頃どの食材が提供できるのかとか、今後こういうものが必要なもので、農家さん作付なんかできますかという検討とか、具体的に深くもっと、食材提供の量ですとか時期とか、課題なんかも深く話せるのではないかと申すような話も、話題も出ました。

学校が納入者側に求めているもの、納入者側が学校に聞いておきたいことなんかのすり合わせもしっかりできるのであれば、より質の高い供給ができるのではないかと考えております。このような一堂を介した会合、教育委員会も交えてやってみてはいかがかなと考えておりますけれども、教育委員会もしくは教育課のほうでいかがお考えか教えてください。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

一堂に会しての会議ということでございましたけれども、以前は、統合前ということになると思うのですが、遊佐町食育推進委員会というものを開催いたしまして、特にこちらにつきましては納入業者の方ですとか、それからJAとか、あと共同開発米部会とか、それからあと、当時は統合前ですので、各小学校の給食の担当者、それから保育園ですとか、それから農業振興係とか、そういった関係する部分を全て集めて、町の食育のいろんな方針ですとか、それから現在の食品の納入についての実情とか、いろいろそういったものをこの会議で話し合っていたのかなというふうに思っております。今現在、ちょっと統合に伴ってそういった会議行っていないというような実情でございますので、今またこの給食の無償化とかいろいろ生産者の問題とか、いろいろまた転換期に来ている部分もございまして、いま一度こういった会議体につきましてもちょっと見直ししながら、機を見て開催するかどうか、そういったものをちょっと課内でもしっかりと協議していきたいというふうに思います。特に生産者の部分につきましては産業課サイドとの連携とか、そういった部分も重要になってきますので、そういったところを含めて検討する機会は設けてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。次にまさに聞こうと思っていました食育推進委員会の話を出してくださいまして、ありがとうございます。私もかつてその委員として出席したこともございます。内容は、今課長おっしゃられたように、各小学校、中学校での食育活動の報告ですとか、また関係団体からの出席等の意見交換の場であったと記憶しております。統合とかコロナとか、そういういろんな事情があってずっと開催されていなかったと思いますが、今回を機にまた一堂に会して、いろんな情報交換ということで集まれる場があったらよいと思います。また、先ほどの納入業者、教育関係者、学校、教育委員会で、新教育推進委員会として食育へのさらなる取組強化、または教育委員会だけでなく産業課とも連携して、遊佐町のよさ、農業の大切さなども伝える機会も欲しいと熱く語る関係者の声もありましたと申し添えておきます。ありがとうございます。

最後に1つ付け加えさせていただけば、答弁の中に、本町は学校給食の地産地消の使用割合が上位だとの言葉がございました。これは、ひとえに地元の農家さんがうちの子や孫のため、町の子供たちのためにと価格もかなり抑えてくださり、きれいに整えてくださり、できるだけ多く食べさせたいとの強い思いの上に成り立っているものと心に留めていただきたいと思います。よろしくお聞きしたいと思います。

ここから少し派生して、食育についてお聞きしたいと思います。学校給食を通して食事の大切さや食事のマナーなども学校のほうで指導されているとお聞きしました。そのほかにも、小学校で行っている食育、中学校で行っている食育、今子供たちがどういうことを学んでいるのかお聞きしたいと思います。例えば

小学校は米作りをやっていると。各学年では、畑を持っているので、いろんな作物を作ったりしているというふうにはお聞きしております。郷土食のことなんかいろいろあると思います。教育長、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） 今食育のことについてのご質問でございましたけれども、まず初めに給食のことについて、今年度も学校訪問ということで各小中学校に訪問した際に、子供たちにじかに給食どうですか、どうだって聞くと、やっぱりおいしいと、楽しみにしているかと、楽しみにしているという、非常に笑顔で明るい表情で答えてくれます。また、先生方にも遊佐小中の遊佐町の給食どうですかって伺うと、非常においしいという、本当に給食が楽しみだという、そういうふうなところまで話として伺うことができます。これもひとえに子供たち、先生方の口に入るまでにたくさんの、あらゆる関係者の方々のご尽力によりまして、それで実現しているのだなというところで、まずもって関係者の皆様に本当に感謝を申し上げたいと。それが子供たち、教職員の皆さんのそういう充実感にも伝わっているというふうなことを身にしみて感じているところでございます。

それで、食育のことにつきましてですけれども、学校教育というふうに大きな視点で見ると、知育、徳育、体育、この調和の取れた教育活動を日々展開しているわけではございますが、実は食育がこの3つの活動を支える役目になっているというふうに考えております。2005年、今からちょうど20年前に食育基本法という法律も制定されております。そこで、本町の食育というふうになりますと、まず小中に共通していることは、本日の、その日の献立が見やすいところに表示されて、子供たち今日の給食の献立何だという確認ができる、そういう体制を整えております。また、特に小学校、統合をしてまだ2年ちょっとではありますけれども、栄養教諭の先生が一年を通して必ず全クラスに1回は食育というその授業を実施しております。その授業を実施する内容、もう多岐にわたるのですけれども、その中でも先ほど申した食育基本法の中にポイントが3つありまして、体づくり、心づくり、行いづくりというのがございますけれども、その体づくりということに関しましては、自分自身の健康や、あるいは自分が親になってからという、そういう視点でも授業をしていただいていますし、また心づくりということに関しましては、生産者の方々、そしてそれを調理していただく調理員の方々に対する感謝の気持ちを再確認しているということでございました。あと、3つ目でございますが、行いづくりに関しましては、先ほど議員もおっしゃられた礼儀やマナー、そういったものを具体的な例を例示することによって、それで一生使える、生涯にわたって使えるものというふうなことで、体づくり、心づくり、行いづくりという3つの視点から食育を展開しているということでございます。皆様もご存じのように、本町は大変水がおいしく、それぞれの旬の食材、それに様々な食材が豊富にございまして、食育を展開するに当たっては非常に環境が整っているところだというふうに私自身考えております。今後もこの食育活動が充実したものになりまして、それを持続可能な形で推進、展開していくものというふうに考えております。小学校の先生方、そして中学校の先生方ともに、これからの食育の大切さを再確認しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 教育長、丁寧な説明ありがとうございました。子供たちも本来の学習のほかに

総合学習も今ございますし、加えて食育もいろんな学ぶことが多くて大変だと思います。でも、その中で学校側が、先生方がとても力を注いでくださって、町の子供たちは本当に学ぶこと多くて大変かもしれませんけれども、将来の糧となるものですので、続けてよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

では最後に、少し産業課に関連することお聞きしたいと思ひます。繰り返しになりますが、今回、新道の駅開業に伴い、直売所の運営も変わります。小学校も1校になり、食材の一日の納入量も大幅に増え、希望に沿えるほどの量や種類の納入が厳しくなつてきております。加えて、食材の設定価格もともに妥協できる設定が必要となつてきますし、また次に続く農家がいないと供給の継続が厳しくなつてくると思ひます。少し話を広げると、学校給食ということだけでなく、町内には介護施設や病院、幼稚園や保育園といった利用者に食事を提供しなければならない施設が多数あります。ここを含めると健康福祉課も関係してしまいますので、今は産業課案件ということでお話ししたいと思ひます。だとすると、納入野菜に特化して栽培して提供して下さる農家もしくは新規就農者、もしくは農業法人を起業する人を募集するのも一案かなというふうに思ひます。令和6年10月定例会にも私、新規就農について少し触れました。まずは若者を中心としたビジネス創出事業という事業もござひます。それと、その事業で経営にたけている人に構想してもらつて、新規就農サポート事業などで農業者を募つて、先ほどの経営に関する人と賛同する人をマッチングして新規ビジネスとして考えていくのはいかがかなと思ひます。夢物語となるかもしれませんけれども、そのぐらい考えていかないといろんな食材の提供をしてくれるところはなかなか難しいのかなというふうに思つております。介護施設等はもう365日3食の食事を提供する施設でござひますし、学校等は夏休みなんか食材を必要としない時期もあります。そういう時期は、直売所に出荷すれば通年生産、出荷も可能ではないかなというふうに考えます。

ここで、では産業課長にお聞きいたします。今年度始まつてまだ2か月ではござひますが、若者を中心としたビジネス創出事業と新規就農サポート事業に対して問合せ等あるかどうか、何か進んでいるようなことがあればお聞きしたいと思ひます。また、私の拙い先ほどの提案についてどう思われたのかお伺ひしたいと思ひます。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず初めに、新しい道の駅での産直施設の関係でありますけれども、以前より産業課としても、匿名を出しますが、ひまわりの会と三セクと打合せ的な協議、これから本格的に進めるところであります。全く現段階での個人的な構想、個人的な思いとしては、これからいわゆる全町的に公募をして、その新しくできる産直のほうに参加する方をまず募集するということから始めなければならないのかなというふうには思つてはいるところであります。そういう動きはまず急いでやらなければならないかもしれませんが、これからそういう動きをしていきたいというふうに思つております。

新規就農者の関係でありますけれども、新規就農者への新規就農サポート事業を今年度、町として新たにといいますか、事業改編して、予算のときも説明をさせていただいたと思ひますが、立ち上げたところであります。それによって、一番の大きなところは家族継承した方への支援ということでもありますけれども、現在、新規就農も問合せも一応いただいているところもありますので、これからそういう方々にはし

っかり支援をしていきたいというふうには思っているところでもあります。

また、若者を中心としたビジネス創出事業の関係もございましたけれども、今年度、若者を中心としたビジネス創出事業につきましては、当初予算の際にもご説明をさせていただいておりますが、空き店舗を活用したビジネス創出というところで今進めておりまして、今月、もうじきであります、募集をかけるところまで今内容を詰めております。例えば新規就農をこれから志す方、農家、農業だけではなくて6次産業化なり販売なり、そこまで広く考えて新規就農を志すような方であれば、農業の技術的などところは農業振興、いわゆる農業分野のほうで支援をしますけれども、そこまで考えられる方がいらっしゃればこちらのほうにも参画をいただいて、町として支援をしていくということも考えられるのかなというふうには思っております。いかにせん今野菜農家の足りない、野菜農家だけではなく、稲作農家も含めて農業者が今、後継者が非常に厳しい状況であるというふうには認識をしておりますし、町には幸い法人が今立ち上がっているところがあるわけですが、ある法人では今年新たに人を雇用してというところで、農業の維持をしていこうとしております。そういう法人が雇用するというところにも新規就農サポート事業では支援をしていきますし、足りていないとは思いますが、いかに農業を継続していくか。昨年度末策定された地域計画のブラッシュアップも含めて農業関係の大きな課題だと思っておりますので、広くこれから支援に努めていきたいというふうには思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。農業に関して派生してしまいましたけれども、本当に厳しいところではございますけれども、食材納入に関してもやはり必要な人材でもございます。いろんな募集、いろんな声かけ、産業課のほうもぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、せっかく農業のことに関して質問しましたので、続いて農業委員会の会長のほうにも少しお聞きしたいと思います。昨今の農地の売買、貸借等の案件、どのようなものが多くなっているのかなというふうにはちょっとお聞きしたいと思います。今、世の中的には米が盛んに話しされております。米の増産とかどうだろうというふうには世の中的には動いておりますけれども、田んぼの動きの動向もしくは園芸部門、畑作部門、転作作物や畑地での案件とか、そちらの動きのほうはどうなのかちょっとお伺ひしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 先ほど町長答弁と課長の答弁ありましたように、はっきり言って現状は高齢化とか担い手が少ないというのは現状であります。では、農地の場合どうなのかって申しますと、農地といいますと畑もありますし、田んぼもあります。畑のほうは厳しいとありますけれども、田んぼのほうに関しては平場と中山間というのがあります。こっち平場ですけれども。中山間というのは藤井とか広野ほかありますけれども、平場に関しては例えばやめましたという方が何とか農業委員のほうも探して、何とか見つけることが、お願ひして可能なのでありますけれども、中山間に関しては、例もあったのですが、例えば3ヘクタールやめましたという人がいました、そうした場合には、では作りますかってやった場合は、はっきり言って全員ノーって。作りませんって。では、どうするのかってあった場合は、減反の豆と大豆とか様々なことに関して何とかお願ひしてそこに作るというか、米でなくて減反のほうに進

んでいくというのが今中山間のほうで、これはやっぱり見つけるのが大変だということで、簡単にはいかないというのが現状であります。畑のほうはどうなのかと申しますと、田んぼよか畑のほうははっきり言って厳しいです。かといって、やめた畑はどうなのかって。近くに畑の人がいればいいのですけれども、はっきり言ってほとんど断られるという状況でありますけれども。ただ、先月の5月の総会ありましたけれども、うれしいニュースと申しますか、日向台ってあります。日向台って分からない人いますけれども、南遊佐小学校を真っすぐ行って、大場建設すぐ近くにあります。あそこ日向台といいますけれども、その田んぼを、1ヘクタール以下だったかな、ちょっと度忘れしましたけれども、そこを借りたいというのが現れたのです、総会で。それはどういう方かといいますと、名前は言いませんけれども、法人を立ち上げて、2月頃立ち上げたのかな、10名ぐらいの法人で、その日向台のところをネギを作りたいという方が。それは3年契約ですか、3期間とありますけれども、それまで欲しいのだ、であると思うのですけれども。あと、その方は酒田のほうでメロンとか作って、法人ということでこういうのもやっているってありますので、これは明るいニュースということで、農業委員会のほうも何かが出ましたらそっちのほうにお願いして作っていただければいいかなと思っておりますけれども、ただやはり担い手、高齢化ということで、日本国中、日本の中で115万人ぐらいいますか、農業従事者、これ5年もしますと90万人にも下がると聞いておりますので、やはりその90万人にもこの遊佐町も入るといふことありますので、ですからその高齢化、担い手、新規就農者、いろんな角度で増えていただければいいのかなと思っておりますので、いい知恵があればぜひともここに進んでもらいたいし、農業委員会の人たちも耕作放棄地のほうを少なくしたいのですけれども、いなければなってしまう可能性もあるということで、頭の痛いこの高齢化、担い手がありますので、何とかいい知恵を絞りまして、少しでも増えればいいかなと思っておりますので、頑張りたいと思います。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 佐藤会長ありがとうございました。やはりやめたい、任せたい方多くなっているのが現状でございます。畑のほうも本当に自分の周りを見てもだんだん荒れてきているところが多くなっているなというのはもう実感しております。でも、やっぱり持ち主の方は荒らしたくないから、植えていないけれども、何とか耕して、取りあえずきれいにするのだというふうになさっている方も大変多くいらっしゃいます。でも、そんな中で、法人を立ち上げて頑張ろうという方が1人でも2人でも1組でもいらっしゃれば本当に後押ししたい、手助けしたいというふうに思います。ぜひそういう声がいっばい上がるように農業委員会も、私たちがそうですけれども、一生懸命探して、応援できたらなというふうに思います。ありがとうございました。

最後になります。子供たちのために力を尽くしてくださる方が町内にたくさんいらっしゃいます。その方々の気持ちを無駄にしない給食、食育、農業ができる町政であることを願います。本当に最後に、遊佐町の学校給食は、多くの学校給食を食べてこられた先生方からも絶賛されるほどのおいしさだと聞いております。そんなすごい、誇れる給食を提供してくださる方々に感謝申し上げて私の一般質問といたします。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて2番、伊原ひとみ議員の一般質問は終わります。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 第579回6月定例会一般質問に当たり、通告に従いまして私から2つの質問をさせていただきます。

1つ目といたしまして、指定管理料の余剰金が発生した場合の取扱いについてです。遊佐町では、遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例におきまして、公共施設の管理を行わせるための詳細を定めております。昨今の物価高騰に伴って年々増加してきている指定管理料ですが、どのような積算を基に、どのように精査をして指定管理料を決定しているのかが分かりづらく、遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に定める指定管理者選考委員会、こちらの状況をお聞きします。選考委員会のメンバーは副町長、総務課長、施設の主管課長、その他の職員から町長が任命した者と定められております。選考会議内容と事業者からの報告に対しましての精査の状況を伺います。

昨今は、全国的にも多様な事業形態の事業者が指定管理を請け負っております。指定管理のみを請け負う事業者、営利事業を行いつつ指定管理を請け負う事業者、また新道の駅指定管理候補者のような共同企業体など、形態は様々です。指定管理料は、委託された公の施設の管理に対して使用されるべきであると理解をしております。事情により余剰金、余りの部分ということになりますが、余剰金が発生した場合など、例えば当初計画を予定していた事業の変更により余剰金が発生した場合など、これらのやらなかったこと等による余剰金につきましても、返還請求条項が遊佐町の条例には見当たらないようです。現に現在指定管理を請け負っている事業者によりましては、次期に繰り越す形を取っているケース、企業利益として指定管理事業以外に支出するケース、事業者によって取扱いが異なっております。特に町の三セクである遊佐町総合交流促進施設株式会社におきましては、営利事業、自主事業と申しまししょうか、が大半であるにもかかわらず詳細が分かりづらく、これまでの状況をお聞きいたします。今後、新道の駅開業に当たりましては、遊佐町ではこれまでに例を見ない事業形態、共同企業体での指定管理が見込まれます。町が指定管理料についてどのようにお考えなのか、町長にお聞きいたします。

2つ目といたしまして、入札不調、不落の際の対応についてお聞きいたします。全国的にも多くなってきている入札不調、物価高の影響もあることは理解をしておりますが、入札不調、不落においてはいろいろな理由が考えられると思っております。予定価格の問題もあれば、条件付一般競争入札や指名競争入札での事業者の制限、遊佐町のように災害復旧さなかで事業者が対応できないケースもあると十分理解をしております。遊佐町の競争入札参加資格審査申請によりますと、建設業法上の登録事業者、非登録事業者にかかわらず、町内、町外の事業者とも申請自体は可能となっております。遊佐町独自の地域要件があるのか、現状をお聞きいたします。

また、遊佐町での入札不調、入札不落の状況をお聞きします。建設事業者の場合、建設業許可を取得したり、決算期ごとに経営事項審査を受けたり、現在、29の事業別にランク分けの審査を受けております。もちろん全部の建設業者が複数の経営事項審査のランクを持っているということではありません。専門の業種が分かれている中、一括発注だけではなく、業種による分離発注等も含め、町の見解を伺います。

また、今後、約33億円もの新道の駅を建設するに当たりまして、物価高騰の影響も心配されるところですが、優先する事項、建設価格を抑えたいのか、建設期限の遵守なのか、条件付一般競争入札での町内業者優先なのか、町のお考えをお聞きいたします。

以上、私から壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、4番、今野博義議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の指定管理制度におきます指定管理料の余剰金の取扱いについてでございますが、遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則、指定管理者を指定する場合の標準的な事務処理について定めました遊佐町公の施設の指定管理制度に係る運用指針におきましても、指定管理料の余剰金の本町におきます統一的な取扱いについた定めの規定は今はなく、施設の利用状況、施設の管理に併せて委託する事業運營業務などにに基づき、施設ごとに定めさせていただいた指定管理に係る管理業務仕様書や指定管理者とお互いが取り交わす基本協定書及び年次協定書、町と指定管理者との協議の中で決定されております。指定管理者は、町に代わって施設の管理運営を代行することや施設の設置条例の設置目的など、当該ルールに従って経営を継続させていく立場にあります。特に公益的施設におきましては、一番には町民福祉に供する施設としてのその公益性に照らし合わせまして、利用料金の設定や施設設備の機能性においておのずと指定管理者の経営の自由度が制約されてしまいますが、町や関係機関、団体の皆様との事業連携に基づいて地域貢献策の充実に一番に努めなければなりません。指定管理料の積算につきましては、三セク、遊佐町総合交流促進施設分は、基本的には過去の実績及び現年度の実績や次期事業計画の下、双方がお互いが協議の上、3年ごとに指定管理料を見直し、決定させていただいております。具体的には、最近の数年の平均額と直近の平均額との前年実績を比較して、不足分につきましては次期計画に必要最小限を補填するというベースの考えの下、一定の指定管理料を投入している形となっております。その際、開催されます指定管理者選定委員会におきましては、事業者からの施設の管理運営など、また事業計画、経営理念などの基本的かつ具体的な考え方について確認することはもとより、収益性の乏しい公益的施設であるものの、経費削減を含む経営努力によって利益の最大化を目指していただくことなどについて確認させていただいております。また、ほかの自治体の指定管理制度の運用状況を拝見いたしますと、指定管理業務で実施できなかった業務、指定管理業務の中で、支出実績が予算額を大幅に下回る場合は返還の取決めをしていらっしゃる自治体もあるようです。しかし、遊佐町総合交流促進施設に指定管理としてお願いしている各施設につきましては、売上げ収入もあることによりまして、各業務の支出と町の指定管理料と売上げ収入を合算して予算を積算させていただいております。各業務の内容においては町と総合交流促進施設での負担割合や金額は現在定めておりません。これまで総合交流促進施設におきましては余剰金の戻入れはございませんが、経営状況に応じては配当金が配当されております。しかしながら、近年は配当がない状況でございます。新道の駅鳥海、遊佐パーキングエリアタウンにつきましては、令和5年度に指定管理候補者の公募を行わせていただきまして、議員おっしゃるとおり、共同企業体ジオ鳥海パートナーズグループさんを選定させていただいております。現在は、管理運営など事業基本契約を締結いたしまして、開業に向けた準備を進めている状況でございます。今後は町が新道の駅設置条例を定めまして、改めてジオ鳥海パートナーズグループを指定管理者として選定させていただいて施設管理協定を締結するという、このような流れでございます。

なお、本施設におきます指定管理料の取扱いに関しましては、指定管理者の収入額が支出額を上回った場合には、町は指定管理者さんに対しては精算による返還を求めず、同様に収入額が支出額を下回った場

合も不足額の補填は行わないとして公募をいたしました背景、経過がございますので、この考えに沿って施設管理契約を締結する予定でおるところでございます。今後も町でもほかの自治体の取組を参考にさせていただいて、必要最小限の指定管理料で最大の成果を上げるとともに、余剰金が発生すればその原因を精査して、適切な対応に日々取り組んでまいります。

次に、2問目のご質問に対してお答えさせていただきます。入札不調の対応についてのご質問でしたが、遊佐町における競争入札参加資格審査申請につきましては、遊佐町指名競争入札（見積）参加登録申請要領、こちらに基づきまして申請を受け付け、登録を行っております。議員ご指摘のとおり、町内、町外事業者いずれも申請、登録が可能となっており、本町独自の地域要件はございません。実際の入札においては、指名競争入札の場合は、指名業者選定審査会が指名業者を選定する際に、遊佐町建設工事等請負業者選定要領、こちらに基づきまして、発注する建設工事箇所が所在する地域での施工特性に精通しているかどうかを事業者の本店、支店、営業所または出張所の所在地から判断する建設工事などに対する地理的条件を審査基準の一つとさせていただいております。また、条件付一般競争入札の場合、遊佐町条件付一般競争入札試行実施要綱では地域要件を定めてはおりませんが、各建設工事の入札公告の際に入札参加資格の条件として遊佐町内に本社を有していること、こちらを地域要件として付している場合がございます。

また、本町での入札における不調及び不落、こちらの現況につきましては、令和6年度におきましては入札参加者が全員辞退、入札会が中止となった不調が2件、開札時に入札参加者全ての入札価格が予定価格を超えたことによる不落が3件となっております。不調、不落が発生した場合は、その原因を調査し、各案件の実施設計や設計価格、指名業者の範囲の見直しなどを行いまして対応させていただいております。昨年度につきましては、大雨災害の復旧事業も重なったことから、特に設計委託及び工事案件につきましては工期や人員確保も大きな課題となっていたところがございます。分離発注について申し上げさせていただきます。国の公共事業の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針におきましては、当該分離発注が合理的と認められる場合におきまして、工事の性質または種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする明記されておまして、令和7年3月には関連する事業者組合の皆様より分離、分割発注に関する要望書をいただいております。これらの現状や課題、要望を踏まえまして、事業発注に当たりましては予算、工事などのコスト、工期、契約を履行する上での管理調整体制を考慮しながら、町、事業者の皆様にとって適切な発注方法となるように引き続き検討してまいります。

最後に、新道の駅鳥海、遊佐パーキングエリアタウンにつきましては、本年度、来年度を中心に大規模な建設工事を発注する計画となっております。発注に関しては、遊佐町指名業者選定審査会によって決定されることとなりますので、工事の規模や施工の期間など、各種条件を十分に検討した上で決定してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございました。まずは、指定管理料につきまして全体的なところから総務課のほうにお聞きをしたいと思っております。

先ほどから出てきていました条例なのですが、遊佐町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、それから同施行規則、これの2つにつきましては町のホームページでも確認ができますので、条例の内容を確認をさせていただきました。具体的には、指定管理者を指定するための事務手続という形で受け止めさせていただきました。いわゆる選定委員会、こちらの規定等もこの中にございます。町長答弁の中にございました遊佐町公の施設の指定管理制度に関する運用指針、それから管理業務仕様書、これも恐らく指定管理者さんと直接結ばれるものなのかなと思うのですが、こちらにつきましては特段確認することができていないのですが、この運用指針、それから仕様書につきましては我々議会としては開示をいただける資料ということで理解をしてよろしかったでしょうか、お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

今、遊佐町公の施設の指定管理制度に係る運用指針並びに、あと管理業務仕様書の開示できるものかということでございますけれども、これはこちらのほうに言っていただければ開示、その手続を踏んでいただければ開示できるものということで理解しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

先ほどの運用指針についてなのですが、条例におきましては先ほど選定委員会の中身を定めるものということで理解をしたのですが、この運用指針、具体的に中身にはどのようなことが定められているのか簡潔にお教えいただいてよろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

運用指針についてなのですが、どのようなことが書いてあるかということでございますけれども、その目的のところをしてみると、この運用指針は遊佐町が地方自治法及び遊佐町公の施設指定管理者の指定手続に関する条例の規定により、公の施設の管理について指定管理者を指定する場合の標準的な事務処理について定めるものであるということを書いてありますので、まずその事務処理について定めたものであるということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

そうしますと、この運用指針におきましても具体的には事務処理を定めたものということで理解をさせていただきますので、指定管理者との詳細に及ぶ契約内容が定められているものではないということでも理解をさせていただきました。恐らくそれぞれの指定管理者と締結されます基本協定書、それから年次協定書、こういったものによって具体的に定められている部分が多いのかなということでも理解をいたしましたが、この協定書につきましては先ほどと同じく公開しているものになりますでしょうか、それとも請求をすることによって開示いただけるものという理解になりますでしょうか。お教えいただけますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 年次協定書については、手続を踏んでいただいて開示できるものと認識しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。指定管理につきまして一番分かりづらい部分というのが、どこまでの業務をもって指定管理料の範囲内の業務として定めているのか、その部分が非常に分かりづらいということでは思っておりましたが、基本的にはこの協定書を開示いただけることによって詳細が記載されているということは理解をさせていただきました。特に収益事業を行っている場合、その事業者のマイナスの部分、収益事業によるマイナスなのか、指定管理料が不足していることによるマイナスなのか、どこまでの業務を委託されているのか非常に分かりづらいということでこれまでも思っておったところでございます。

それでは、具体的にこの指定管理の内容につきまして、3月の定例会で議決をいたしましたけれども、遊佐町体育施設、こちらの指定管理と遊佐町立図書館、こちらの指定管理につきましてもどちらも基本協定によって定められているということで理解をいたしますが、教育課のほうにお聞きをしていきたいと思っております。これまでも指定管理ということで指定管理の協定結んでこられたわけですが、これまでの実績としまして、教育委員会のほうにはこの両事業者の決算書の提出はございますでしょうか。また、その内容的なもので余剰金の発生と思われるものについてはありますでしょうか、お聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

教育委員会、教育課で担当している部分の町立図書館、それから遊佐町の体育施設についてですけれども、こちらにつきましては、年度終了してから業務報告書、それから指定管理に関する業務の収支決算書ということで提出いただいております。それによって収支状況、この業務についての現況を把握しているというようなところでございます。余剰金といいますか、マイナスになっていないということで、図書館については余剰金が出ているというようなことで、こちらのほうでは理解をしているところです。体育施設につきましては、6年度から今度7年度でまた指定管理者のほうが変わりました。最終的な6年度の決算についても以前の指定管理者のほうから報告いただいているようなところでございます。内容については把握しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。遊佐町体育施設に関しましては業者が変更になったということももちろんあるというお話も伺いました。町立図書館につきましては、余剰金が発生しているということもお話をいただきました。

具体的にこの余剰金、両者の余剰金なのですが、どのような形で使われているのか、用途についてお聞きをいたします。例えば翌年度に繰り越されているケースもあれば、そうでないケースというものもあるかと思うのですが、そういった用途についてお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

体育施設につきましては、余剰金につきましては次年度に繰り越して、またその指定管理の事業に使うということでしておりました。今回はちょっと7年度から指定管理者替わりますので、6年度までというようにになりますけれども、町立図書館につきましては、こちらにつきましては余剰金が生じた場合、こちら指定管理団体のいわゆる収入といいますか、そういったことになります。主に言いますと、やっぱり本部管理部門の経費といいますか、そうした部分に充てられるものと思いますけれども、それについては指定管理者の民間の努力の成果というようなことでもございまして、こちらでその年度協定で定めた金額の中で適正に施設管理していただければ、余剰金については特にこちらのほうでは、前年度まではそういった部分については特に中身としては関知していないというようなところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

分かりやすい部分で申し上げますと、こちらの体育館も図書館も、両者とも収益事業は行っていないということがまず前提でのお話ということになります。どちらも収益事業を行っていない中で、例えば余剰金が発生した場合、片方については繰越しをしている、片方については別のところで使用をしている。このように、基本協定の中には余剰金についての取扱いというのは現状は定められていないという理解でよろしいのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

年度協定でそういった部分についてはいろいろ検討してまいりました。6年度までにつきましては、町立図書館については特にそういった返還の定め等設けておりませんでした。これはやはりお互い合意した契約の金額で適切に運営していただければ、こちらとしましてはそれでもう、それ以降の中身については特に何も関知しないというようなところでございましたけれども、実際7年度の協定につきましては、こちらのほうで当初指定している、図書館については図書購入費とか、もしくはその当初計画している事業等で何かやっぱり事業ができなくなったとか、やらなかったとか、そういった事案がありましたら、そういった部分については協議の上返還するというような、図書購入についてもこちらで想定している費用の部分を図書購入していないような状況があれば、そういった部分は返還してもらうというようなふうに協定をちょっと改めて締結したところでございます。お互いリスク分担しながらこういった指定管理の事業運営はしていただいているというようなことでございますけれども、当然年度途中でいろんな状況の変化等はございます。そういった中でもお互い協議の上で、特に物価上昇分には賃金のことでとか、何かやっぱり災害等不可抗力によるもの、そういったものはお互い協議の上で変動、変えたりすることができるわけなのですけれども、特に余剰金が出た部分につきましては今まで何も規定がなかったもので、そういった図書購入とか、それから予定の事業、規定していたものができなかった場合とか、そういったものは返還してもらうような内容にちょっと改めて今年度からしたというようなところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。原則的には、基本協定書の中にまず余剰金に関しての条項がうたわれていなかったということが前提であるということで理解はさせていただきました。

ただ、この余剰金の発生要因につきましては、例えば、先ほどもお話を申し上げましたが、当初計画した事業が何らかの事情で行われなかった、行われなかったことによって余剰金が発生した、もちろんこういうケースも発生すると思います。もしくは、外部の事業者をお願いする予定だったものを金額が高いからということで自社内で例えば処理をしたことによって費用がかからなくなった、こういったものは企業による企業努力ということでの理解も十分分かります。ただ、今回その余剰金が発生しているというお話の中で、当初計画と実際に余剰金が発生した原因についての比較、こういった分析については行われたのでしょうか、お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

原因につきましては、当初計画のそういった計画書、それから実際の収支の決算書、そういったものを見ながら、内容についてはこちらでも把握しているというようなところでございます。いろいろそういったものにつきましては検討しながら、次年度の7年度のほうに生かさせていただいたというようなところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

今回、3月定例会においての議決を行ったわけですが、3月定例会におきまして、当初の予算、以前の予算から比べるとやはり若干、給料の高騰であったり物価上昇ということで、予算の増額ということのお話もあったかと記憶しております。ただ、一般的に見ればこの余剰金、どのぐらい発生しているかということにもよるのですけれども、その余剰金が発生していれば指定管理料の改定については果たして満額の何百万円も上げなければいけないのか、もしくは改定幅も抑えられるのではないかというふうに理解をするのですけれども、その辺りの積算の状況につきましては教育課としましてはどのように積算を行っていますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらにつきましては、本当に今今野議員からもありましたように昨年度のそういった収支の状況ですとか、それからあと実際物価高騰、それから賃金の上昇、これは町の会計年度任用職員のものを例にしながら積算させていただいているのですけれども、それから指定管理者から出された見積り、収支の計画、そういったものを総合的に見ながら、あと町のほうでも前年度、それから今いろいろ委託しているような事業、ほかのセクションとのいろんな比較とか、そういったものを含めて総合的に検討させていただいたというようなところでございます。やはり余剰金出ている部分については当初こちらの積算が甘かった部分と申しますか、当然ここは最少の経費で何とか行っていただきたいという部分につきましては切り詰めていただきながら、双方合意した金額で契約に至っているというようなところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

特に体育施設であったり、図書館の指定管理のように収益事業がない場合、なぜ指定管理なのかというところは十分ご検討いただきたいというふうに思います。本来町が管理する施設を指定管理として委託するということとなりますので、民間のノウハウをきちんと導入できているのか、メリットがどのようなものなのか、例えば町が直接管理するよりも費用を抑えることができているのかどうか、なぜその指定管理なのかというところが非常に重要なポイントになるのではないかなというふうに思っています。指定管理の更新であったり、期間が満了のたびに指定管理料が増額するという傾向が非常に多いように私自身は感じております。それ相応の根拠があるのであれば、それは精査をして、きちんと足りない部分は支出をするということが非常に大事なことは十分分かりますが、先ほども申し上げました積算の根拠、積算の精度、やはり重要であることを十分ご理解いただきたいなというふうに思っております。

続きまして、町の三セク、遊佐町総合交流促進施設株式会社、所管の企画課のほうにお聞きをしてみたいです。こちらの企画課のほうで所管の三セクにおきましては、指定管理料につきましては全て総額で我々は予算書上も開示をしていただいているということになるのですけれども、協定書につきましては恐らく鳥海ふれあいの里、しらい自然館、西浜コテージ、ふれあい広場、十六羅漢公園、それから遊佐町総合交流促進施設、農林漁業体験施設、これはふらっとということになるのでしょうか、協定上は7か所に分かれているということになりますので、この指定管理料につきましてもそれぞれ7か所に金額が分けられているという理解でよろしいのでしょうか、お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

指定管理料についてのお尋ねでございました。議員おっしゃいますとおり、施設、こちらで株式会社のほうに委託している部分って結構あるわけなのですけれども、それぞれの施設に応じて施設ごとに指定管理料をこちらのほうで入れているといったところとなります。どうしても外に出るときには全体の数字だけしか出ていないとご指摘はありましたけれども、こちらで頂いている資料の中にはそれぞれの施設ごとの指定管理料、この金額を入れますよといったものは頂いております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

教育課と同じような切り口になってしまうのですけれども、こちらのいわゆるそれぞれの指定管理の場所によって金額も定められているということになるかと思うのですが、そうしますとそれぞれのその指定管理場所、施設、こちらにおいての余剰金の管理もそれぞれでされているというふうな理解でよろしいのでしょうか。いわゆる議会のほうには決算書といたしまして遊佐町総合交流促進施設株式会社の全体の部分につきましては収益事業も含めた利益の部分の開示のみということになっておりますので、具体的にその余剰金が発生しているのか、していないのかも含めてそれぞれの施設において管理されているという理解をしてよろしいのか、現状お分かりになるところでお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

余剰金についてもそれぞれで管理されているのかというお尋ねだったと思います。管理をしているかどうかというところはちょっとこちらでははかりかねる、確認は取っていないのですけれども、それぞれの施設の中でのプラスマイナスの部分といましようか、そういったものは把握はさせていただいております。こちらのほうに報告いただいているものには表れているということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

具体的な詳細が今の段階では分からないので、懸念だけちょっとお伝えさせていただきたいなというふうに思うのですが、先ほど7か所の施設に対して指定管理料が決まっているということは、恐らく協定書も分かれていますので、そのとおりだと思われま。そうなった際に、例えば十六羅漢公園に対して振り分けられています指定管理料、こういった指定管理料が十六羅漢公園単独で見ただけの場合は余剰金としてちょっと残ってしまったと。ところが、全体としてその残った部分が鳥海ふれあいの里であったり遊佐町総合交流促進施設の赤字の部分に補填されているということが起こり得るのか、起こり得ないのか、そういったところが非常に私としては心配だなということで懸念をしているということになります。あくまでも協定書が分かれています以上は、株式会社が全体を引き受けているからといって、あちらの指定管理料の余剰金をこちらに回していいということには一概にはならないという理解ということになるわけですが、その点につきましては私の懸念ということで、今後進めていくに当たりましては十分検証していただきたいなというふうに思います。

いわゆる今お話しした部分でなぜ心配なのかといいますと、指定管理のみで赤字なのか、それとも本来自主事業を行っている株式会社なので、自主事業の赤字の部分につきましても指定管理料としての補填が発生しているのではないかと懸念があるということで、この赤字については単純に不足だから指定管理増やしますよというような形にならないように進めていただきたいというふうなことで申し上げたところですが、企画課のお考えのほうお聞きできればと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

施設の指定管理に係る管理業務仕様書なるものがあるのですが、そちらの仕様書のほうに業務内容という記載がございます、その中にうたわれておりますのが、1つ目といたしましては施設の管理運営に関する業務。2つ目としましては、自主事業というもの。議員の発言をお借りすれば収益事業といったことになるかと思うのですが、そういった2つの性質を持った事業を指定管理の中で行っていたということになっておりますけれども、明確に町から入っている指定管理料がどのように振り分けられて使われているとか、そういった部分まではこちらではちょっと把握できておりませんので、今懸念ということで示していただきましたけれども、そういったところもこちらでは詳細にわたって確認を今後してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） ありがとうございます。

指定管理料につきましては、なかなか私どもも分かりづらい部分が非常にあるということで、まずお聞きをしました。余剰金については、今お話ししたようなちょっと懸念される問題もあるのではないかなということでの問題提起ということで捉えていただければと思います。指定管理につきましては、これまでお聞きしましたとおり、指定管理の足りない部分なのか、自主事業、いわゆる収益事業としての赤字の部分なのか非常に判断しづらいと。三セクにつきましても、これから建築される新道の駅につきましても同じことが言えるのではないかなというふうに思います。どこまでを指定管理料として管理委託をするのか。この辺につきましては、協定も含めまして見える形で示していただきたいというふうに考えます。

余談ではございますけれども、隣の市などでは、この指定管理者制度の事務取扱基準、これ令和7年2月に一部改定として上げられているもので、我々一般の町民であったりインターネットで十分確認取れる書類ということになるのですが、指定管理者に対する共通基準を定めたものというのがございます。読み解いていきますと、余剰金が発生した場合にはこのように対応しますよ、例えば余剰金の発生の内容によるのですけれども、計画を遂行できなかったことにより余剰金は返還していただきますよ、もしくは企業努力、例えば業者に委託をしないで自社で賄ったことによる利益、こういったものにつきましては、全額ではなくて例えば一部だけ返還していただきますよ、そういった定めが載っております。現在、遊佐町の指定管理者に対しましては、その共通の基準的な考えがないということで、余剰金に関しましても事業者によってまちまちであるということが明らかになっております。町長答弁を引用するのであれば、必要最小限の指定管理料で最大の成果を上げること、これが町の目標ということで、町としての指定管理者制度に対する基本的な、こういった他の地方自治体のような基本的な基準を定めることも一つではないかなというふうに思うのですが、町長のご意見をお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 今野議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今まで遊佐町としてやってきたこと、これから遊佐町としてどうやってやっていくかということで、今野議員もいろいろお考えいただいていると思いますが、私といたしましては、ほかの市のいい例も気にながらも、今までやってきたやり方をどうやって変えていくか、また遊佐町ならではのやってきたことについては、急にこれを変えますということよりも、まずは今今野議員から提言あったこと、提案あったことについて十分に議論、中で、執行部で議論していきたいと思っております。

指定管理につきましては本当にいろんなことが絡んできますし、また比べるときに、隣の市のようにといたときに、我が町のように1万弱の、1万1,000人ほどの人口の町でそのようなことができるのかとか、様々な複眼的な考え方で考えていきたいというところと、あともう一つ今回感じたことが、行政として公益性、例えば民間と視点が違うところ、今野議員のおっしゃっているようなほかの、第三セクターのいろんなところの収益が本当にこれが正しいものか。収益というか、データ的に見たときに、ここが幾ら実績があって、ここは売上げがなかったと、毎回きっちり精査して行って詰めて行って、それで答えを出していくというやり方は本当に重要だと感じておりますが、遊佐町においては第三セクターにおいては雇用の場であったり、または働いてくださっている方がいて今、回っているところもありますので、今野議

員のおっしゃっていることは今回お聞きして十分に理解できましたので、ぜひまた私もその点についてはどういう方向でやっていけば町にとっていいのかを考えていきたいと思っております。その全体的なお金に対しても、血税でございますので、町民の皆様にご理解いただけるように、今野議員がおっしゃったように、この懸念ということはやはり不安を与えるということですので、町といたしましてもどのように解決していけるかということをしかり見ていきたいと思っております。

今回、例えば遊樂里におきましてはとても、石川県珠洲市のホテルもそうですし、例えば南陽市の第三セクターもそうですし、遊樂里もそのようなすばらしい場所で先人が苦勞してつくった場所なので、石川県珠洲市の例を見たり、南陽市の例を見たり、お勉強してよくしていきたいなと思っておりましたところ、例えば石川県珠洲市は災害で、もう今は営業していらっやっていたり、例えば南陽市も先日報道があったように復旧はしないと、英断なさったという情報がございました。遊樂里におきましては、まだこれからも皆様の、遊佐町のやはり一つのシンボルでもあるので、さらによくしていきたいと思っておりますし、そこに付随する様々な施設もどうやってこれから継続していけるかとか、または今野議員のご指摘のとおり、その施設の売上げはどうかとかもシビアに見ていかなくてはいけないなと感じたところでございます。行政の感覚と民間の感覚の違いにいかすり合わせていくか、町としても今野議員のおっしゃっていることは理解しておりますので、またこれからも方向性も決めていきたいと思っておりますし、ここで、では条例のほう見直しますねとか、今までのやり方ってどうだったのかということよりは、未来に向けて考えていければと思っております。様々なことがこれからは起きると思いますが、そのとき、そのときの流れをしっかりと酌み取りながら、また過去に遊佐町が、たくさんの方が頑張ってきた町ですので、その方たちの思いも酌み取りながら、適時判断していければと思っております。

もう一つお伝えしたいのは、今回のことも多分今までの議会ではなかなかここまで突っ込んだ議論はなかったと思っておりますので、こういう機会に私たちが今野議員のおっしゃっていることも聞きながらも、ただやはりちょっと難しいなと思ったところはお約束できないのですがという形でやっていくしかないかなと思っておりますので、またいろいろとこちらも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 丁寧な答弁ありがとうございます。私もどれが正解なのかというのはもちろん分からない中で、最善の策だろうということ、それから懸念を申し上げさせていただいたということでご理解をいただければと思います。

限られた時間なのですが、続きまして入札不調の際の対応ということで質問をさせていただきたいと思っております。競争入札の参加資格審査申請、これについては町内外にかかわらず可能であるということは先ほども答弁でお聞きをいたしました。それでは、まず具体的に実際の入札についてお聞きをしてみたいです。事前に総務課のほうに通告をしておきましたけれども、まず令和6年度の実績、一般競争入札が何件で、条件付一般競争入札が何件で、指名競争入札が何件で、随意契約がどのぐらいあったのか、こういったところをまず最初に総務課にお伺いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、一般競争入札何件で、条件付一般競争入札何件でというような、そういう話でしたけれども、一般競争入札については条件付競争入札だけでありまして、これが17件、工事17件ということになっております。あと、指名競争入札につきましては41件ということで、その内訳については工事15件、測量設計、あとコンサルへの委託について6件、あとその他の業務委託について12件、あと物品購入8件ということで合計41件ということでございます。あとは、随意契約につきましては金額の大小等、あと件数も多くて、全ての件数は今現在把握しておりません。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。そうしますと、一般競争入札につきましてはゼロ件と、条件付一般競争入札が17件ということでお聞きをしたところでした。随意契約につきましては、今回通告もしておりませんが、ただ年間で大体どのぐらいの随意契約が行われているのか。こういったものについては、今ちょうど6月ということで年度始まったばかりですので、一度執行部のほうとしても年間の契約数というのは把握してみるのも必要ではないかなというふうに思っております。

この条件付一般競争入札の中で、答弁の中にもございました入札の不調につきましてと、不落につきまして数件ございましたけれども、ご報告ございましたが、この後、この不調と不落のものにつきましてはどのような対応をなさったのかということをお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 不調と不落についてどのような対応かということでございましたけれども、今回、事業として工事、これが3事業ございまして、2事業がそれぞれ不落、不調が2回、あと1事業が不落1回、その後落札となっております。件数では不落3件、不調2件、計5件ということで、あと入札の区分としては条件付一般競争入札が2件、あと指名競争入札が3件ということとなっております。

あと、それぞれ不調、不落が発生した場合どのように対応かということで、実施設計や設計価格、あと指名事業者の範囲の見直しなどを行って対応しているという状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） ありがとうございます。

先日の蕨岡まちづくりセンターにおきましても同様の事態が発生したというような情報も聞こえてきております。この入札の不調、不落につきましては、今後、これから33億円もの新道の駅建築始まるわけですから、こういった部分につきましても条件付がよろしいのか、もしくは先ほど申し上げました建設業者による経営事項審査、こちらのランクも含めての条件付がよろしいのか、複雑な内容の一般質問になりますので、次回改めてこの点につきましてはお聞きをしたいと思っております。

以上で私の一般質問を終了します。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の一般質問は終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 私からも本日3番目の一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

早いもので、間もなく7月になります。私たちは、日常、災害のない平穏の暮らしが当たり前と思っておりますが、時に自然は人間に対して容赦なく様々な災害という形で襲いかかります。町民の中には多大な被害を受けた方も多くいて、今も不自由な生活や仕事をされている方々を少しでも早く復旧して、不安のない平穏な状態に戻すことができるのは、災害に強い町づくりをすることにほかなりません。気象庁の長期予報によれば、今年の夏は全国的に記録的な猛暑になる可能性が高いと予想されており、例年以上に気温が高くなり、雨や雷雨など、気象の急激な変化にも注意が必要とされております。昨年の豪雨災害から1年が経過するに当たり、重要なことは、町の防災体制の改善、強化について町全体の課題としてしっかりと向き合ってきたかということです。私は、町民の生命と財産を守ることは行政の優先課題であると認識しております。遊佐町は、大雨、地震、津波、台風、噴火、山林火災など、全国でも災害リスクの高い地域に含まれています。したがって、町が災害に強い町づくりを構築していくことは永遠の課題であると言えます。昨年の豪雨災害後、今回2度目の防災について一般質問をするに当たり、昨年の豪雨災害の教訓をこの1年をかけてどのように課題解決につなげてきたのか、また町全体の防災への取組がどのように改善、強化されてきたのかをお聞きしたいと思います。

質問の6つの項目は通告書のとおりですので、省略させていただきますので、よろしく願いして、以上壇上からの質問ですので、よろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 午後一番、最初のご質問、5番、渋谷敏議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

昨年、遊佐町は今までに経験したことのない大きな、大きな災害を受け、町民の皆様の中にはまだ暮らしの安心、安全がかなっていない方も多数いらっしゃると思っております。これから遊佐町といたしましてもどんなことができるのか、いろんな課題に向き合っていかなければならないと思っております。答弁させていただきます。

令和6年7月25日に発生しました大雨災害では、町内各所で甚大な被害が発生いたしました。町といたしましても、水害による初めての避難指示、緊急安全確保の発表を行わせていただきました。この1年をかけて、職員一丸となって災害課題に向き合ってきました。同時に、避難所の開設や運営がその日は行われましたが、地域防災計画に基づきまして、職員や消防団員の皆様、消防、警察など関係機関とも連携させていただき、災害対応をさせていただきましたが、避難所の開設に当たりまして一部円滑に行われなかったことも報告されております。さて、令和6年7月25日大雨災害につきましては、当日の災害の状況や発災から初動期の対応、復興期までの町の対応や被害の状況などを大雨災害の記録として作成し、ホ

ホームページなどでも一般に公開しております。昨年11月には、災害対応に関わった全ての部署に対しまして、災害発生から復興支援までを振り返り、反省点や改善点などの意見聴取を実施しております。ここで聴取した意見につきましては、災害対応での反省点も含めまして今後の教訓として分析を進めながら、現行の計画や手順などについて改める必要があるものについては改め、必要に応じて職員行動マニュアルの改善や遊佐町地域防災計画の改定作業にも活用してまいりたいと考えております。計画やマニュアルを見直しするだけでなく、実際の行動として町の職員が適切な対応ができるよう定期的に研修会や訓練を実施し、職員の防災対処能力の向上に前向きにしっかりと努めていきたいと思っております。

これらに併せて、災害に対する町の対応力だけでなく、町民皆様と共に自主防災組織との連携の強化や町民皆様の防災意識のさらなる啓発などにより、地域の防災力向上を支援させていただきたいと考えております。去年の災害で振り返りまして、反省の上、本年度は職員の実技研修の実施を総務課長に指示いたしました。引き続き、このことにつきましては町の重要課題として重きを置いてまいります。

私の壇上からの答弁は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 町長答弁ありがとうございます。それでは、続いて自席から質問をさせていただきます。

通告に従いまして、これから所管である総務課に質問してまいります。町全体が一体となつての取組が必要と思われることも多いですので、ぜひその点はよろしくお願ひしたいと、このように思います。まず初めに、去年の第576回12月定例会の一般質問で私が質問をしました防災対応についてですが、迅速に対応をいただいた点も何点かございます。こちらについては非常に感謝してございますが、その一方で、町長答弁の中で2点ほど確認したい部分がございますので、その点をこれから申し上げます。

まず1つ目、地域住民の意見を聞き、防災対応を見直す考えについての私の質問に対しまして、「今回の災害を踏まえての地域防災計画及び職員行動マニュアルの見直しが必要であると実感しております」と、このように答弁いただいております。本日の答弁でも同様でございます。それから、2つ目としまして、「町の職員を対象にした今回の大雨災害の振り返りを現在取りまとめ中でございますので、町としての重要課題として整理した上で、各まちづくり協議会や各区長様のほうからの意見も集約しながら、災害の総括を行いたいと考えております」、このようにご答弁をいただいております。

そこで質問させていただきますが、地域住民の意見を聞いた上で地域防災計画、それから職員行動マニュアルの見直しが必要だとお答えいただいておりますが、なぜこの防災計画と職員行動マニュアルの見直しが必要だと考えたのでしょうか。それから、この1年でそうだとしましたらどの部分を見直したのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、遊佐町地域防災計画の改定についてなのですが、1つ目として国の防災基本計画、あと山形県地域防災計画の改正に合わせて改正する場合、あと2つ目として関係法令の改正による場合、そして3つ目として町の組織改正の場合、あと4つ目として指定避難所の改変がある場合、あと5つ目として災害の想定に変更があった場合など、この5つの項目に沿って改正するものとしております。具体的な改正

作業の手順は、防災会議で全てを決する前に、各防災機関とのすり合わせ、県の事前審査を経た後に町の防災会議に諮るという手順になっております。昨年7月25日の大雨災害の被害状況を再検討したところ、浸水や土砂災害の発生場所と被害規模は、地域防災計画で想定した範囲内で発生しておりました。このため、今回予定している地域防災計画の改正は、本編につきましては、前段で述べた1つ目の国の防災基本計画、あと県の地域防災計画の改正に伴う部分、あと2つ目として町の組織改編による部分、3つ目として国勢調査に基づいた人口等に関する部分が主な変更予定箇所となっております。あと、先ほど本編でしたけれども、今度資料編については、令和4年以降に改正しておりませんので、法令編、資料編の次の法令編というのがあるのですけれども、その法令編については、その後改正が生じた部分及び新たに制定された例規、あと災害履歴では遊佐町とその付近で発生した災害を取り上げ、整理し直しをしております。そのほか、所要の改正を加えたところであります。また、一部に条例改正が必要な箇所がございましたので、今回の議会で条例案件の一部改正ということで上程しているところでございます。あと、改正手続を終えて防災会議に諮るのが8月末に予定しております、その後パブリックコメントを経て完成するのが9月中になると考えております。

続きまして、職員行動マニュアルについてなのですけれども、記載内容を見直しして、役場の組織改編と指定避難所の改廃による部分の改正を行いました。さきの去年の大雨災害の反省の中では、記載内容の見直しではなく、当マニュアルを習熟していなかったこと、あと実動訓練を全く行っていなかったことに問題があったと反省して、マニュアルの習熟に努める所存でございます。手始めに今年の6月16日及び17日、来週になるわけなのですけれども、午前と午後計4回の避難所開設訓練を行う予定としております。あと、災害の振り返りについては、今現在も災害復旧事業に取り組んでいるところではございますけれども、今年の7月下旬をめどにまちづくり協議会単位で意見交換を行って、その場において町の総括結果を示して、それに対する住民の意見を聞く場を設けたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 大変詳しい答弁いただいてありがとうございます。事前に所管とやり取りしておりましたので、私がこれから質問しようとしたところを全て一括でお答えになったという、そういうイメージも非常に強いですが、そこにはめげずに一つ一つ丁寧にまた再質問していきたいと、このように思います。

それで、少し角度を変えて質問させていただきますが、前回、私は防災対応について、つまり対応ですから、災害発生時の被害の復旧、復興を図るための活動全般についての見直しが必要ではないかという、そのような意味で質問をいたしました。これに対しまして、お答えとしては、先ほど言いましたように、地域防災計画及び職員の行動マニュアルの見直しが必要だという、このような答弁でございました。私は、このマニュアルの前に、防災に対する皆さん、我々も含めてですが、意識あるいは行動、こういったところに問題があるのではないかなというところで質問したつもりだったのですが、所管ではその前にマニュアルあるいは地域防災計画、こういったところの見直しをしなかったのが初動対応の原因だったと、このようにも理解できるのですが、見直しがこのように順を追って進めていただいているというところで、9月中旬にこれが成立していくという、このようなご説明ではありましたが、9月では遅いのです。昨年の

被害は7月の25日であります。ここのところのスピード感、こういったところが非常に遅いのではないかなというところがただいま答弁をいただいた印象でございます。この点については、これよりスピード上げることが不可能だったのか、あるいはもう一点、先ほど言いましたように、職員の初動態勢がうまく動かなかったのはマニュアルのせいだったのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 職員の初動態勢が遅れたというのは、マニュアルのせいということではなくてやはり、先ほども申し上げましたけれども、実動訓練というものが不足していたということで考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 今おっしゃるように、全556ページでございますが、この地域防災計画、細かく言えばこれだけのものを皆さん理解していただいて、これを実行に移すことができれば非常に、この計画そのものも精度が高いと思いますので、そういったところでは一定程度の防災はできるのかなというふうには思いますが、やはり今言っていたように実行に移すことが足りないというところを、これは後ほど触れますが、やはり職員の中からもこういったところは、訓練が足りなかったというところは何件も出てございますので、これは後ほど触れます。事前に聞く前に、質問する前に答えていただいておりますので、どうもその辺のやり取りがちょっとスムーズではないなという感じはいたしますが、では少し進めます。

次に、答弁の2つ目、町長からいただいたやつで2つ目の点でございますが、町はこの重要課題を整理して、職員、まち協、それから各区長から意見集約を行って災害の総括を行うことにしているという、こういったところについての質問ですが、これも答弁事前に先ほどいただきました。これから総括を行うという、そのような内容でございますが、私が申しているのは、既に1年たとうとしてございます。7月が間もなく来ます。そういったところで、この段階でこれから総括を行うだとか、これから地域計画ができる予定であるかという、そういう次元の問題では残念ながらないのかなという感じがいたします。ですから、私が冒頭言いましたように、1年かけてどのようなことをしていただいたのですかということをお伺っております。これからやることは基本的に、それは非常にありがたいことではあります。今回触れるのは、この1年かけてどのようにしてこれから7月に臨むのですかというところ。非常にここは私も重要ではないかなというふうに考えております。それで、企画課ではまちセンと意見交換をしたということも私もお聞きしております。これも事前に所管からお聞きしてございますが、この中で今後の課題解決に活用されるようなこと、これも多く出たのではないかなというふうに思われます。それから、町政座談会でも発言が出ました。町民の方も非常に心配されておりますが、これも含めまして具体的に総務課にはまちセンからの情報、意見交換をした情報、これがどのように報告されていたのかお尋ねいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、まちづくり協会といますか、まちづくりセンターといますか、そことの意見集約というものも昨年行いまして、その状況についてなのですけれども、昨年10月22日が吹浦、高瀬、蕨岡、あと10月28日が西遊佐、あと遊佐地区のまちづくり協議会の施設訪問を企画課のほうで実施

されましたので、その際に意見交換を実施させていただいております。また、11月8日、まちづくり協議会と当町の意見交換会が開催されましたので、その関係で西遊佐地区を除く各地区から当日の状況と総括の在り方などの提案がございました。

最初に、10月、11月の意見交換で具体的な内容を若干申し上げますと、防災倉庫の補充計画についての意見がございました。吹浦のほうです。あと、避難所の暑さ対策に対する不備ということで蕨岡のほうから出ていたようです。あと、情報伝達についての不備ということで遊佐地区のほうから出ていたようです。あと、そのほかに出てきたのが、地区の意見を聞く場を設けてほしいということで、あとそのほか防災倉庫が夏季の開設というものを想定していないと。あと、いわゆるプロパンガスだと思いますが、ガスがなかったり、避難所の不備などを把握して対処してほしいというご意見。あと、吹浦駅の駐車場を車両避難場所として利用できるよう協定を結んでほしいなどの意見なんかも出ていたりしました。まず、主なものを申し上げさせていただきます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。いろいろあった中で、地区の意見を聞く場が必要だと、このような意見が出たというふうに今お聞きしましたが、これは昨年10月の8日からこういったまち協と意見交換をしていただいた中での集約ということになるかと思いますが、地区の方の意見を聞く場というのは、その頃からしばらくたつわけですが、これ実際にそういうお話を受けて、聞く場というのは実際に設定されたのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

地区の意見を聞く場といいますか、そういったものはこれ以降は設けてはいないのですが、ただうちのほう危機管理アドバイザーがおりまして、それぞれ出前講座の申込みがかなり来ております。災害対応といいますか、災害対策といいますか。その管理アドバイザーがそれぞれに赴いて出前講座をやらせていただいているのですけれども、その中でいろいろ意見をお伺いしたり、危機管理アドバイザーから指導してもらったりということで対応はさせていただいております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 危機管理アドバイザーが出前講座で各地区に出向いているということは私も伺っております。ただ、現実的に町内どれくらいの地区を出前講座されているのか、それほど多くは行っているのか、いないのか詳しくは確認取れておりませんが、ただお聞きするにはやはり地域の要請もないとそこはなかなか出前もできないというところも現実的にあるようでございますが、これは地区の意見を聞くのはそんなに難しいことなのでしょうか。アドバイザーを介さないと町は地区の意見を聞くことができないのか。そんな話だとすると非常に住民に寄り添った町民ファーストの、町長が言われる町の運営とは大分意味合いが違ってくるのかなという感じがいたしまして、地域の住民の方の意見を伺う、こういったところが年が替わってまだ先送りされている。今現在も行われていないと。このようなところはどうかことなののでしょうか。地域アドバイザーがいないとこれは聞くことはできないのか。その辺いかがでしょ

うか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

地区の住民の意見を聞けないのかということでございますけれども、まず聞く機会をこれまであまりちよっと設けてこなかったのも問題があるかなと考えております。先ほどもございましたけれども、町政座談会でもそれぞれご意見いただいておりますし、先ほどの出前講座でもご意見いただいておりますので、そういったことも含めて、今後もまた改めて避難所開設訓練も予定しておりますので、その場でも地域の方からも、職員だけでなく地区のまちづくりセンターの方々からも出てきていただくということも想定しておりますので、そういったところで地区の意見を何とか拾い上げといいますか、聞いていきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 今総務課長が答弁いたしました。補足して私からもご意見させていただきます。

地区の意見につきましては、きちんとしたオフィシャルな形では確かに設けていなかったのは本当に申し訳なく思っております。ただ、常に議員の皆様もそうですし、まちづくりセンターのほうに伺ったとき、または日頃様々な声を直接、遊佐町のこれはいいところだと思うのですが、いただいておりますので、それではなかなかカバーできなかったなと思いますので、これから今渋谷議員がおっしゃったような形でも付け足していきたいと思っております。地元の意見は日々入ってきます。なぜならば、地元というのは遊佐町です。酒田の声も入ってきます。いろんな声が入ってきますが、やっぱり遊佐町のことを一番考えて、これからは災害に強い町づくりには邁進していきたいと思っております。

私からは以上です。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） 町長ありがとうございます。お二人の意見を、お答えをお聞きしてもあまり私は満足はいたしません。正直なところ。そうですよね。昨年答弁いただいたときに、区長からの意見もお聞きするというのも、まち協もそうですが、区長からも意見をお聞きするというふうになっていますよね。そういうふうにご答弁いただいております。ですから、区長から意見をいただくというのは、いわゆる集落のといったところの意見を聞きたいという、そういう思いで言われているわけですから、それを答弁のように行っていたら何ら私がここであえて言う必要もございませんし、そんなに大変なことではないのかなというふうに思います。ですから、いわゆる事の重大性といいますか、やはり先ほど来ちよっと私揚げ足取るわけではないですが、アドバイザーは確かにいろんなところ行っていただいております。ですが、町内の地区全てに行っているわけではございませんし、それから地域によっていろんな災害の形態が違います。それをその違う形態のところを言っていればそれはそれでまた納得いきますが、そうでないとしたら非常に大変な思いをされた地域、その話を実際に聞き取っているのかということになると非常に何か不満が残るなという感じがいたします。ここはどのような形でも結構だと思います。ぜひこれから7月になる前に、どのような形でもいいと思いますので、進めていただきたいと、このように思います。時間が多分なくなるので、前に進めます。

次に、職員からの意見を聞き取りしたというところで課長もご説明いただいておりますが、実は職員聞き取りの内容を私も所管からいただいております。この厚い資料でございます。反省点が106項目ありました。106項目。この中で、改善点を整理した、集計した大雨災害の振り返り資料という、こういう表題の中で作成されてございました。私この資料を全部読みましたが、本当は全部紹介したいのですが、この中で9項目抜粋しましたので、その一部を読み上げますので、ご紹介いたします。まず1つ目、災害時職員行動マニュアルを習熟していなくて、まち協との役割分担がうまくできなかった。それから、情報伝達は先ほど出ておりました。それから、行政職員全員とまちセン職員との合同研修、行政、町民と一緒に避難訓練が必要だと思った。防災に関わる職員研修は、全員参加して毎年実施するべきだと思った。抜き打ちで職員参集訓練と避難所開設訓練をセットで行ってはどうか。これは多分出どころが分かるような気がいたしますが、そういったところ。それから、重要なところは、課によって災害対応の業務量にばらつきがあって職員から不満が出た。それから、課と課、係と係との間で災害対応業務の押しつけ合いがあった。係、課の枠を超えて災害業務を行う体制の再認識が必要だと思った。それから、発災前までは自分事としての意識が低かった。災害が起こってからはそう思ったかもしれませんが、災害が起こる前はあまりそこで災害が起こるとは思っていなくて、防災意識が自分にはなかった、低かったと、こういう話です。それから、発災直後から1週間は全ての対応が危機管理に集中した。このようなところがあります。ご紹介しました今の職員の振り返り資料、立派なまとめた資料がございますが、これについてどのようにフィードバックされたのかお伺いいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） お答え申し上げます。

まず、振り返りの今資料についてご説明いただいたわけなのですけれども、それを作成した目的としては、マニュアルや計画にそごがないか、あと実際の災害で計画どおり職員が対応することができるかなど、確認するために実施したものでございます。報告をもって終わっているということではなくて、職員研修の基礎資料としてこれからも活用していきたいと考えておりますので、そのための振り返り資料だということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） せっかく出た106項目の意見があるのに、これは中ですぐ実行できる部分もあるかもしれません。あるかもしれませんというか、ありました。なかなか組織的に難しい部分もあると思います。それが106項目でございましたので、これがマニュアル整備と計画の修正のために、この整備のために使うだけのものとしたら、今そういうご説明だったと思いますが、非常にこれはもったいないというよりも、この資料を、せっかくの生の資料を本当に、資料集めと言ったら失礼ですが、そういう作業で終わったのかなという感じがいたしますが、非常に残念な話かなというふうに思います。いかがですか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） お答え申し上げます。

マニュアルや計画の整理といいますか、そういったことだけでなく、この基礎資料をこれからも活用しながら、改善すべきところは改善しながらやっていくということで考えて、活用しながらこれからやって

いくという考え方でおります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 何となく私の体温が非常に高くなっている気がいたしまして、お答えいただいているのは非常にクールで、冷静でいいなとは思いますが、そんなに興奮しているつもりはありませんけれども、ただ7月はもう来るのです。ですから、さっきも言いましたように、町民の方の貴重な意見もございます。まして現場にいた職員の、こういったせっかく書いてくれたのです、職員が。書いてくれて、何とかしたい、何とかできなかつたという、こういう思いを何で酌んでくれないのかなというふうに思うのです。

もう一つですが、遊佐町復旧・復興会議には報告されております。というふうに私伺っておりますが、この報告を受けて、これどうされましたか。松永町長、お願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） そちらの調査の資料もしっかりと受け止めて、中身を精査した上で、今度災害があったときには二度とそのようなことが起きないようにしてまいりたいと思っております。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 言い方が失礼かもしれませんが、報告にとどまっているという形かもしれません。もし違ふのであれば非常にありがたいとは思いますが、報告を受けても、これは実際に改善していかなければ職員がせっかく書いてくれたものが全く生かされないということになりかねないと思います。

少し進めますが、先ほど来ありましたように、まち協、それから区長会、町の職員、この意見それぞれ確認させていただきました。このことを踏まえまして、前回答弁いただきましたまち協、区長会との意見交換内容の集約、職員からの大雨災害の振り返り資料、重要課題を整理して具体的に総括されるというふうになりました。冒頭、私が質問する前に、総括はこれからやるのだということを説明していただきましたが、現在、その総括の準備というのは進んでございますか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 総括の準備が進んでいるかということでございますけれども、まず総括といえますか、大雨災害の記録ということでもまとめたものを一応ホームページにも掲載させていただいておりますけれども、それの中での総括といえますか、まとめといえますか、それは書類上やらせていただいておりますが、その職員からの意見、あとまち協からのご意見、そういったものも含めて、その総括についてはまたこれから改めてその活用も含めて検討していかなければいけないと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。予定どおり進んでいないということです。こういったところは、これから大雨の時期になる、そういったところを受けて町が対応していかなければならないいろんなことがあると思いますが、そのような中で、ハード的な部分もちろんございますが、こういった人間が対応できる部分というのはすぐにでもできる部分もございまして、意識、そういったところは、優秀な職員がいっぱいおりますので、いろんな説明を繰り返していけばやはりそういった対応もスピード感を持

って対応はできるのかなというふうに思います。まだ準備した質問は全然進んでいなくて、多分半分くらいで終わるかなと。これも残念な話ですが、先ほどみたいに次に続くってちょっとできないので。これ防災は何で今やったかといいますと、今そういう時期にあともう直面しているということなので、私今回こういったテーマをさせていただいております。進めます、可能な限り。

災害時の組織的な横断というのがあるのです、これ実は。組織的横断の組替えってあります。これは、一般の職員の先ほど来出ておりました職員の防災マニュアル、職員行動マニュアルですね、これには書いてございません。職員の行動マニュアルには、平時のそういった業務をしっかりと行うようにということが書いてございますが、これは管理職に向けた組織的な横断、これを行っていただきたい、こういうことです。要約しますと、これが2004年の新潟中越地震、これを教訓に遊佐町が、簡単に言いますと、この組織的横断ができるように、こういった取組をする体制を構築するという、そういうことをまとめているものでございます。このものができているのですけれども、先ほど職員からありました。この組織的横断をすれば防災、非常時にもっと職員が手分けをして防災対応に当たることができるはずなのに、なぜこれが業務量がばらつきであったり、押しつけがあったとか、こういうことがあったのか。この組織的横断体制というのは機能していたのでしょうか、お聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

災害時では、災害の規模や業務量に応じて災害対策本部で動員体制を調整する必要がありますが、災害の規模によって特定の部署に業務が集中することが今回、昨年度、昨年生じてしまいました。理由といたしましては、人員配置をつかさどる職員の知識や経験などが不足している関係で柔軟性に欠ける判断となったと認識しております。それらの改善も含めて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 次に進めます。この話をすると全然前に進めないのです。ただ、大事ですよ、非常に。大事だからつくったのですけれども、これは、笑っておられますが、これ大事なことなので、やはり課を超えて、これはでは誰がやるかという当然トップの指示です。これがなければ絶対に動かないと思います。その後に各課の課長が横断する、そうして職員を使うというか、職員から動いていただく、こういうアクションがないとこれは絶対できないことなのです。ですから、マニュアルをどれだけ整備したとしても、実際に自分本気で向かっていただかないとこれは次に起こりかねない大きな災害になったとき本当に大変な事態になるのではないかなという、そういう恐怖が私はあります。

どうしても紹介したいものがあるので、ちょっと時間をかけます。2011年3月11日に、皆さんご存じの東日本大震災で、石巻市の釜谷地区の北上川河口からは4キロの上流にある大川小学校で、児童の7割に当たる74人が死亡、行方不明になってしまいました。これは皆さんよくご存じのものだと思います。結果的にこれは当時90年前の昭和三陸地震のときを想定した行政の対応、これをはるかに上回る被害が起きてしまったということです。ですから、学校職員も、これは行政の指導によってそういう避難訓練はやっていましたが、その避難ルートを今思えば津波の来た方向に避難してしまったということです。これが実は校庭に、すぐある裏山に避難すれば5分で避難することができました。そうすれば子供たち亡くならずに

済んだのです。これは引率した教師だけを責められるものではないと思います。やはり言われているのは防災マニュアルの不備、先ほど来関わっておりますが、防災マニュアル、確かにこの整備は必要だと思いますが、あとは避難の形骸化です。格好だけつけたのです。ですから、本当に子供たちの命を救いたいと思えばいろんなことを考えないといけなかったのです。ですから、我が町もいろんなことを考えて、何か起きても本当にこれ二度と大きな被害を受けないようにしないといけないのではないかなというふうに本当に思います。今月の22日に、遊佐の地域づくり協議会が主催する上映会とトーク、これがございます。当時この大川小学校で被災した2人の少女の心の葛藤と、友人や家族を亡くした当時小学生の子供たちがどのように生きてきたかに触れた映画上映と、それから監督の佐藤そのみさんと松永町長がトークをするという、このようなところでございまして、入場料は無料でございますので、ぜひぜひ有給休暇を取って出席していただければというふうに思います。

施政方針では、防災備蓄品、それから避難所対応、自主防災組織、個別避難計画について述べてございます。改めて町民の安全を守るための実動訓練、今までこれからやるということをお願いしておりますが、これをやるに当たっての心構え、これをお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 実動訓練を行うための心構えということでございますけれども、まずこれまでの反省点を基にしながら、その反省点を生かせるような、そのような形で実動訓練のほうも行っていきたいと考えております。差し当たり、先ほども申し上げましたけれども、来週の16、17日に避難所開設訓練を行う予定ですので、そこでもやっぱり初動が遅かったとか、対応が遅かったとか、いろいろ反省点ございましたので、それを何とか改善できるように実動訓練といいますか、そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 前向きな対応をしていただいております。この実動訓練というのは、図上訓練はよくやられているのだと思いますが、去年もやりました。それから、避難所訓練も、今年ですね。避難所訓練もやっていただいております。ただ、実際職員から、実動訓練やっていないものですから、マニュアルだけではやっぱりできなかったという、そういう反省を言ってもらっているわけですから、ではやればいわけです、訓練を。ぜひスピーディーにやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に進めますが、地域防災計画のダイジェスト版についてです。これは前回一般質問しまして、早速対応いただきまして、2月15日の町のお知らせ号でダイジェスト版、立派なものです。集約して、これを全戸に配布していただいております。大変ありがとうございます。とても分かりやすく、よく集約されているなというふうに思うのですが、町民の方の感想はいかがでしたでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

町民の方の反応ということではございましたけれども、特に目立った反応といいますか、ご意見というのはこちらのほうには来ておりません。こちらのほうの推測としては、多分防災ガイド、ダイジェスト版を手にしただけで安心されている方がもしかしたらいらっしゃるのかなと。多分いざというときは見るの

だろうけれども、ふだんは何気なくしか見ないのかなとか、そんなようなことでこちらのほうで推測はしているのですけれども、まず特に目立ったご意見はいただいております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 課長を責める気は全くないのですけれども、結果的に責めてしまってすみません。ただ、これ推測でこのダイジェスト版を評価してもらっても困るし、いざとならないときに見ないという、多分あれいざとなったときに見ても分からないと思います。ここに何て書いてあるかといえば、日頃からの心構えのページ、安全な避難経路についてという説明がございしますが、具体的にどうすればよいかというのは自分たちで決めておいてくださいって書いてあるのです。こういうことが現実このダイジェスト版には載ってございしますが、あと町が把握している要支援者というのは600人余りいらっしゃいます。こういったところの個別避難計画が、この内容が触れていないだとか。この防災計画、いいところまでいっているのです、ダイジェスト版。だけれども、これをもっと丁寧に町民に分かりやすく、例えば防災の避難バッグのところと一緒にしておいてくださいねとか、それだけでも全然違います。

あと、そこに安全な避難経路、これ自分たちで決めておいてくださいと書いてあるのですけれども、これはどういうふうに解釈すればよろしいのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

防災の避難経路、自分たちで考えてくださいということなのですけれども、やっぱりそれぞれの災害によってもその避難経路というものは変わってくるわけですし、地区、地域によってもそれぞれ変わってることが考えられるわけですし、やっぱり地元の方は地元の方が一番知っているということもございしますので、うちのほうの考え方としては、地域のほうであらかじめ決めていただいたほうが一番ふさわしい避難経路になるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） この避難経路というのは非常に重要な部分です。何でこの避難経路を統一して出せないかという、今説明あったように、本当に災害の種類によってそれぞれこの避難経路というのは変わってきますから。あとは、その地域の実情によっても変わりますから。おっしゃるように地域で避難経路を決めていくということは、それは正しい話ですが、ただそういうマンパワーが集落に全てあるかなということ。考えてください。では、避難できない人は考えないのが悪かったのだという、そんな話ではないですね。行政がそんな態度では絶対に駄目ですよ。これ命救えません。ですから、これを避難経路を決めていただく、そういったところの支援をするということです。これをやはり行政からやっていただくためには、例えば自主防災組織の関わりであるとか、そういったところをしっかりとやっぱり組み立てていく必要があります。これができないのが多分その自主防災組織、こういったところのこれまでのやはり町の支援というか、そういった部分が残念ながら足りなかったのかなという、そういう気がいたします。本当にこれ、何度も言うようですが、災害があったときにはどこに逃げればいいのかというところになると、住民が真っ二つに割れることはやはりそれはまずいわけです。避難経路がこういうときにはこ

ういうところに避難してくださいというところのふだんからのそういうコンセンサスがなかったから、大川小学校のようなことが起きたのではないですか。同じことを繰り返してはいけませんよ。本当にこれはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、時間がないので、最後にということになりますが、町は災害対応の最前線にあります。一番迅速に対応できる状況でもあります。このような災害があっても、町民の安全を最優先にすることが求められています。昨年は、幸いにして人的被害がなかったことで、ついつい意識が薄れてしまうということが大きな問題であると思います。元気があれば何でもできるというどこかで聞いた話がありますが、私前職では本気でやれば何でもできるという、そういうのをよく唱和させられました。何となくそのスローガンを思い出すのですが、町が本気になればまだまだできることはたくさんあると思います。災害を経験したこの1年で課題克服ができなければ、今できなければ今後できるという考えは非常に難しいのではないかなというふうに思います。災害をまだまだ覚えているからこそその話だと思います。これは担当所管だけの問題ではございません。町全体の重要な課題として向き合って、ペーパーだけで人を動かそうとしないで、物事をもっと具体化して、災害に強い町づくりを目指すようよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の一般質問は終わります。

8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 日本の将来を担う、また地球の将来を担う若者を思い、通告に従い一般質問を実施させていただきます。

1、小中学生の通学時の安全確保対策は万全になされているかお伺いいたします。質問の要旨1、報道では、埼玉県三郷市で乗用車が下校中の小学生10人ほどの列に突っ込み、6年生の男子児童4人が負傷したとの報道でした。また、遊佐中学生が自転車で登校中に自動車と衝突し負傷した事故も発生しております。これらを教訓としての安全対策の実施状況をお伺いいたします。

2、米沢市の女子中学生が帰宅途中で熱中症の疑いで亡くなった事案がありました。登下校時の熱中症対策状況についてお伺いいたします。

通告2番として、職員の働き方改革の現況についてお伺いいたします。質問の要旨は、1、令和6年第572回定例会におきまして、職員の働き方改革に対し、町長は「何とか業務量を減らすことはできないか、何とか働く人員を増やすことはできないか、何とか業務をほかに委託することができないかの3つである」とのご答弁でありました。その進捗状況についてお伺いいたします。

1、現在、町民課長と会計管理者が兼務されていますが、町長のおっしゃる働き方改革に即してはいないという思いがありますが、これについていかがお考えかお伺いいたします。

よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、8番、佐藤俊太郎議員のご質問にお答えさせていただきます。

最初に、小中学生の通学時の安全確保対策についてお答えさせていただきます。議員おっしゃるように、今年度に入り全国ニュースなどで小学生が交通事故に巻き込まれたという報道を耳にする機会が度々ございますが、その報道を耳にするたびに本当に胸が苦しい限りであります。交通安全対策の実施状況につい

てでございますが、遊佐町におきましては、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のために、平成28年度に教育委員会、地域生活課、総務課が事務局となりまして、遊佐町通学路安全推進会議が設置されております。この会議は、国道、県道、町道の道路管理者をはじめといたしまして、警察関係者、学校関係者、総務課危機管理係、教育委員会などの関係機関が相互に連携、協働して通学路の交通安全確保に向けた取組を推進することを目的としております。また、日々見守り隊の町民の皆様にもご活躍いただいております。令和3年10月に発生しました遊佐中学生の自転車事故の際には、事故の後に現場付近へ注意喚起の看板設置や通学路における横断歩道及び指示標識の確認作業を行わせていただき、薄くなっている部分の線の引き直しなどもこの枠組みの中で現在は実施してきたところでございます。昨年度は、11月28日に会議を開催し、町内の通学路の危険箇所につきましては情報共有を行うとともに、会議後に危険箇所である現地に実際に赴きまして、合同点検を実施させていただいております。7か所の合同点検を実施し、横断者注意の道路標示の設置や横断歩道の移設などを行いました。交通安全教室では、子供たちへの啓発と併せて今後とも通学時の交通安全確保に取り組んでまいりたいと思います。

次に、登下校時の熱中症対策についてでございますが、近年は温暖化の影響で本格的な夏がやってくる前から気温が高くなり、熱中症アラートが発令される日も多くなっております。熱中症を防ぐためには暑さを避けること、小まめに水分を補給することが大切であると厚生労働省のほうからも示されておりました。熱中症の危険性の理解と適時適切な暑さ対策を行うことが重要であると考えております。小学校の統合以降は徒歩で帰宅する児童の人数は少なくなりましたが、下校時の熱中症対策といたしまして、学校での下校前の水分補給の注意喚起や下校途中におけるクーリングシェルターとして公共施設の開放などを行っております。また、昨年度よりおおむね2キロメートル以上の徒歩通学の児童を対象に、夏休み前後の一番暑くなる時期には期間限定で下校バスの運行を行わせていただき、暑さに慣れていない小学校1年生、2年生、低学年の子供たちでも安全に下校できるように努めてまいったところでございます。今年度も暑い夏になることが予想されますので、引き続き同様の対策を行っていく予定でございます。

さて、次に2つ目のご質問でございますが、職員の働き方改革の現況についてですが、令和6年6月の第572回定例議会におきまして、佐藤俊太郎議員からの一般質問で、職員への働き方改革とはどのようなものですかというご質問をいただきまして、業務量を減らすこと、働く人員を増やすこと、業務をほかに委託すること、この3つのうちのどれかを実行することが働き方改革につながっていくものと考えておりますという答弁をさせていただきました。今でもその考えは変わっておりませんし、これらは全て業務量を減らすことにつながっておると思っております。少しでも職員の業務を減らせないものかと日々検討を重ねているところでございます。議員のご質問でございますその進捗状況ということでございますが、これらのことは一朝一夕にできることではございませんし、人事に関することも含まれてきますので、話せることも限られてきますので、まずは令和7年度の人事において、公表していることではございますが、次期総合発展計画策定の充実化を図り、洋上風力発電事業を含めたさらなるエネルギー政策を推進するために、企画課と産業課でそれぞれ職員1名の増員を図らせていただきました。また、役場職員のOBの方からの熱い優しいご協力を得て、再任用職員の増員も図らせていただきました。このようなことから、着実に働く人員を増やすことにつながっているものと考えております。

また、昨年一般質問の答弁の中では、繰り返しとはなりますが、DXの推進によって業務量を減らせ

ないかと期待しているということも申し上げさせていただきました。それは、DXの推進においてはNTT東日本様からの伴走支援を受けたからでございます。実は昨年度、新しく役場の職員9名でDXのプロジェクトチームを発足いたしました。このような動きは今までになかったことでございます。日頃の業務の合間を縫って2つのワーキンググループをつくり、NTT東日本様の伴走支援における助言を受けながら、DXにおける遊佐地域公共交通の構築というテーマについて研究するグループと職員の働き方改革というテーマについて研究するグループに分かれて検討と会議を重ね、3月に町長である私にプレゼンを行ってもらい、講評も述べさせていただきました。なかなか私の不徳の致すところできないところを職員の皆さんが応援してくれていると思ってうれしくなりました。それぞれ大変すばらしい研究とプレゼンでしたが、特に職員の働き方改革について研究したグループのリモートワークやフレックス制、スマホへのグループセッションの導入、ボックス型の会議室の導入などは業務の効率化や業務量の削減につながるものと期待させるものでありましたし、これらのことを行うためには、予算も伴う話ではございますが、何とか実現させることで職員の働き方改革に一步前進できればと考えております。そのほか、業務をほかに委託することにつきましては、これまでも行ってきたことでありますし、特に専門的知識を伴うシステム関係につきましては、ほぼ委託に頼っているのが現状でございます。委託につきましては、特に予算が伴うことでもございますので、今後も業務の状況を見ながら提案させていただきたいと考えております。

次のご質問でございます。町民課長と会計管理者の兼務の件につきましては、令和5年5月の第566回定例議会におきまして、齋藤武前議員の一般質問に対しまして答弁させていただいております。そちらの議事録によりますと、私も隣で聞いていたわけですが、町民課長と会計管理者の兼務につきましては全国的にはほかの自治体でも行われていることでもありまして、そういう事例を参考にしながら、長年この遊佐町で検討してきた結果であるという答弁でございました。そして、その中身については、これも人事に関することでありますので、答弁を控えさせていただいておりますという状況でございました。この件につきましては、議員がおっしゃるように、働き方改革に即してはいないということではございますが、全国的なことではございますので、他の自治体の状況も見ながら、業務の分散ということで働き方改革のことも考慮して検討していく必要があると考えております。

壇上からの答弁は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） るるご答弁ありがとうございます。まず最初に、小中学生の通学時の交通安全確保について自席からお尋ねを申し上げます。

遊佐町通学路安全推進会議、これにて道路状況を確認、把握をなさっているというご答弁でございました。交通安全につきましては、私複数回同じような質問をさせていただいております。そこで交通安全対策での3Eの原則というものを何回か発言させていただいておりますけれども、交通管理、交通工学、つまりはエンジニアリングというEでございます。これに安全推進会議、つまりは道路状況がどのようになっているか、白線が消えていないか、標識がまず見えにくくなっていないか等々のことについて確認をされているということでございました。これについては私も理解をするものでございます。さらには、交通安全教室で子供たちへの啓発と併せて今後とも通学時の交通安全確保に取り組んでまいりたいというご

答弁でございましたが、この交通安全教室、これについてはどのような頻度で教室を開かれているか、もし把握をされていたら、担当の課長、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答え申し上げます。

交通安全教室につきましては、遊佐小学校ですと1、2年生、1年生のときと2年生のとき、これ町の交通安全専門指導員と、それから警察の担当の方が訪問して交通安全教室を実施しているというふう聞いております。また、小学校3年生につきましては、保護者とのPTAとのPTA授業、親子レクの中で自転車教室を実施していて、3年生からは自転車でいろいろ活動していいよというような、そういう取組をしているということで理解をしております。また、中学校につきましては、全校で年度当初に、これも町の出前講座を活用した形で交通安全専門指導員と、それから警察の方で訪問して交通安全教室を行って、それで交通安全に対する理解を深めているというふうに向っているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。機会を見てそのような教育をされるというのは、3Eの原則のうちの交通関係教育、エデュケーションに当たるわけでございます。子供たちの特性として、私がちょっとかじったものについては、そのときは覚えている、その教育を受けたときは覚えているけれども、何かほかのものに注意を取られたときにはそれらを忘れてしまうというのは子供の特性だというようなことを聞いたことがございます。やはり事故に遭わないようにするには常日頃、機会あるごとに教育が必要ではないのかなと思ってございます。例えば晴天のときの歩き方と雪が降ったときの歩き方、雨が降ったときの歩き方、これはおのずと子供たちは転ばないように歩くわけではございますが、下校時、登校時に一言、車に気をつけろと言うのは当然でありましようけれども、滑るから気をつけなさいというような個々具体的な教育指導も必要かなと思ってございます。

それで、町長答弁には徒歩で通学される小学生はかなり少なくなったということではございましたが、事前に私小学校で徒歩で通学をする児童についての数をお聞きしました。1年生は26人、2年生が22人、3年生が21人、4年生が24人、5年生が29人、6年生が31人の計153名の方が徒歩で通学されているということでした。ちなみに、最長では2.4キロメートル、旭ヶ丘地区から歩いて学校に来ているという説明でございました。やはりこの2.4キロ、旭ヶ丘地区から学校に来る間に、ほかの車との関わり合いも非常に大きいと思います。今現在、徒歩で通学する際、歩道や路側帯は右、左関係なく歩くことができますが、やはり左側を通った場合には、左折車と交差するという交通上の必ず起き得る状況があります。でき得れば対面と申しましようか、右側の歩道を歩く、右側の路側帯を歩くことによって左折の巻き込み事故から子供たちを防止できる、こういうことがございますので、こういうことも子供たちに教えるということも必要かなという思いであります。特に大型車が左折する場合には左側方というものは非常に死角になりやすく、また内輪差という車独特の走行軌跡がございますので、これらを予防するためにはこのように右側を歩いてもらうということも必要ではないかなと思ってございます。これらは子供たちは分かりませんので、分かっている人間が子供たちに教え諭して、そのように歩いてもらうという方法も一つあるかと思っております。

また、私も勝手に見守り隊をやっておりますけれども、新1年生は黄色の安全帽と黄色のランドセルカ

パーをして、よく目立つ姿で登校をしております。役場前を登下校される小学生もそのとおりでございます。しかし、どういう理由か分かりませんが、高学年の方でその黄色いカバーをして歩いて通学されているという光景がちょっと目に浮かばないのです。やはり道路交通事故防止上、相手に見つけてもらう目立つ服装、目立つ状態が一つ防止になるのかなと思ってございます。必ずではないと思います。でも、目立つほうがいいからということで、せっかくある安全のランドセルカバーですので、学校のほうにどうかというようご指導を私はしてほしいのですけれども、課長いかがお考えですか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

1年生のとき使っているランドセルカバーを上学年になっても使えないかというようなことございました。ランドセルカバーにつきましては、総務課で事務局を持っています交通安全推進協議会のほうで、1年生の今度入る入学児童にプレゼントしているものだというふうに私は理解をしております。現場の教頭等にお話聞くと、なかなかやっぱり1年間ずっと使っていくとだんだん汚れが目立つようになってきたりとか、毎日一番風雨にさらされる部分といいますか、そこにあるものですから、だんだんぼろぼろになってくるといような実情もあるようでした。やはりこの物、このランドセルカバー自体がどうしてもいわゆる交通弱者といいますか、道路交通に慣れていない1年生の視認性をドライバーに高めるためにつけているという、そういったニュアンスが強いのだと思います、実は2年生になると今度それを外して自分なりのランドセル、いろいろ今色も様々ありますので、そういった部分でのランドセルで歩いているというところではございます。今議員からご指摘ありましたけれども、そのドライバーに視認性を高めるという意味につきましては、いろんなグッズなんかもありますし、ランドセルカバーに限らず、そういったドライバーから見つけてもらうという、そういった努力はしていく必要があるのかなというふうに思っております。ちょっと2年生以上もそれ義務とかというとなかなかやっぱり今厳しいのかなというか、なかなか強制はできないのかなというふうに私は理解をしております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。強制ではありません。あくまでも推奨とでも申しませうか、できればそういう状況にあったほうがいいのかと個人的な思いを言わせていただきました。ただし、事故防止に役に立っているであろうなというようなことはやはり考えられますので、そのところはよろしくお願いをしたいと思います。

次に、中学生の自転車通学でございますけれども、今現在、自転車通学は98名の生徒さんが通学をしているということでございます。最長は野沢上から通学で3.78キロメートルを自転車で通学をしているということだそうです。私の経験です。私の経験で、以前私高瀬地区から遊佐に通勤をしていたときに、冬の風の強い日でした。冬の風の強い日、県道371号線でしょうか、を走行中、前方にいた中学生が風で倒れたのです。風に飛ばされて。私の前に倒れたのですけれども、かなり距離があったので、事故にはなりませんでしたが、そういう自転車通学の際には風を計算に入れた乗り方をするような、そういう指導も必要かなと個人的に思っておりますので、この点についてもよろしくお願いをしたいと思います。

どうなのでしょう、中学生に対して安全教室、小学生は安全教室多分やるのだと思います。しかし、

中学生安全教室、これはなじまなくはないかもしれませんが、なかなか難しいかなと思ってございます。ですから、担任の先生等々で、まずヘルメットをかぶるといのはこれは校則で多分決まっているのだと思います。ルールで保険に入らないといけないというのも決められていると思います。そこら辺も併せてやはり機会を見つけて中学生に対する教育も必要かと思われますけれども、これについては課長いかがお思いでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えします。

自転車通学の危険性というようなことで、特に本当に風が強いときはあおられたりとか、いろいろあるうかと思えます。冬場はまた自転車通学の方もバスでというようなことで、大分そういった危険性の軽減を図られているというようなことでは思いますが、なお一層安全のための教育といえますか、当然今本当にヘルメットですとか、そういった保険の義務化とかいろいろ、もしくは自転車を運転している方が逆に今度加害者になるといったケース、全国的にはいろんな事例がありますので、そういったことも含めて交通安全教育はしっかりしていく必要があるのかなというふうに思えます。その辺出前講座等でも行っておりますので、なおその内容等確認しながら、よりしっかり交通安全に対する啓発は行っていければいいかなというふうに思えます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） この件については、よろしくご指導をお願いをしたいと思います。

さらに、町長答弁で、学校での下校時に熱中症対策として水分補給をしてもらい、及びその注意喚起、下校途中におけるクーリングシェルター、多分この役場もクーリングシェルターの指定になっているという認識でおられますけれども、果たしてこのことを小学生が知っているかということについていかがなのでしょう。学校でちょっと暑かったら役場へ行って涼んでもいいのだよというような、そういう指導はなさっていらっしゃるのでしょうか。もし把握されましたら。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

昨年度からクーリングシェルターということで周辺自治体等も行っておりますので、本町につきましてもそういった指定のほうを行うようにいたしました。なかなかそういうできたばかりの制度で周知が不十分だというような懸念はございますので、今年度、暑い時期がこれから本格的に始まりますので、しっかりそこは学校に対して、子供たちに対しても周知してまいりたいというふうに思えます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 周知をしていただけるということでした。例えば子供たちが役場に来て、喉渇いたなど、でも残念ながら役場には子供たちが気楽に飲める、蛇口、昔でいうとひねってびゅうっと上がってくるような水分を取れるものがあつたような気がしました。前の庁舎では、足を置くと水が出てくるウォーターサーバーとでもいうのでしょうか、あつたような記憶あるのですけれども、今現在は役場庁舎にはそれはない。もし、仮定の話ですけれども、子供たちが暑いからちょっと涼ませてくれということで

役場に来て、喉渴いた、水飲みたいって言われたときにはどういう対応を取ったほうがよろしいのか。どなたかお答えできる方いらっしゃったら。今トイレでしか水は出ないような認識なのですけれども。では、教育課長よろしくをお願いします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

役場庁舎に冷水器がありますので、そちらで冷たいお水なんかが飲めるというふうに私は思っております。あと、エアコンの効いたところで涼しく、そこでちょっとクールダウンしてもらおうというようなことに、そういった対応になるかなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 私の認識不足で大変申し訳ありません。その冷水器はどちらに設置されているのですか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） 私から、では。

役場の東玄関に入ってすぐ右のほうに、ちょうど子供のプレースペースみたいなどころがあるところに冷水器設置されておりますので、そこで活用できると思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長、補足はありませんか。いいですか、それで。

8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 分かりました。もしそういう子供さんが来て水飲みたいと言ったときにはそこに案内ができるという自信が持てました。ありがとうございます。

さらには、米沢で中学生が熱中症の疑いで亡くなったということにつきまして、熱中症対策として米沢市の中学校、令和6年7月からA Iカメラを活用し熱中症リスクを判定をするという報道がございました。これは、A Iカメラの前に立つと熱中症の判定をしてくれるのだそうです。これで米沢では7校の中学校に各2台ずつ設置をした。それで、米沢の市役所のほうに私ちょっと問い合わせましたところ、40万円程度の金額のものであるけれども、これは米沢では実証実験であることから、米沢市が直接その購入をしたものではないという回答でございました。40万円を高いか安いかという判断はともかく、こういうことで熱中症対策にしているという自治体、さらにはインターネット上でこういう項目を入れてやるとほかのところでも出てまいりました。やはり現在の技術を使えばかなりのことができるということではないかと思っております。一応米沢ではやっている、ほかのところでもやっているところがあるということで、参考にしていただけたら非常によろしいかなと思っております。町長、参考にしていただけますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

もちろん参考にさせていただきます。まずは熱中症対策もそうですし、本当に遊佐の小学生、中学生、保育園児、幼稚園児、誰一人そのような悲しいことにならないように、またご家庭の方とも連携して、学校とも全て連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、佐藤議員のご質問はいつもハートフルで

ありがたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

今AIカメラという話もありましたけれども、なかなかまだ実証中のものであるということで、今大体各学校で熱中症指数計、それを用いて、暑さ指数で様々行事なんかの活動に対して判断の目安としているところです。気温だけでなく湿度とか、あと輻射熱とか、そういった部分で今日のそのいろんな日常リスクを判断しながら行事等へ活用するということですので、この間5月に地区中学駅伝があったときも、これは中体連の行事になりますけれども、中体連のほうでもしっかりその熱中症指数計を持ってきていろいろやっぱり注意喚起等行っておりました。そういった指数計であればもう数万円程度で購入できますので、そういった部分でいろんなそういう熱中症予防のためのものを活用しながら、しっかりとそういった対応はしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。対応をなされているということは理解をいたしました。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、これは兵庫県のとある自治体でございます。小学校の思い切った行動で自治体が熱中症対策を行うことになりましたという見出しの報道です、これも。ランドセルの後ろに保冷剤をつけて、歩く際に非常に楽にというか、熱中症対策として保冷剤をつけていると、こういうことでした。これは、小学校5年生が市宛てに投稿をしたということです。投書の内容は、「僕は、たつの市の市内の小学校5年生です。毎日とても暑いです。背中ランドセルがすごく重く、ふらふらします」、何とかしてほしいという思いで投書をしたと。これに対応して、たつの市はすぐに対応を検討、市内に本社がある大手ランドセルメーカーのセイバンに相談し、ちょうど開発中だった保冷パッドの製品化を前倒しして市が購入、児童約3,800人にこの保冷パッドを配布して熱中症対策を取ったということです。さらには、来年度、新年度の1年生にも保冷パッドを配ると。配られた子供たちは、冷たくて気持ちがいいと、一日を快適に過ごしているというような反応であるというように報道ベースでありました。やはり今熱中症対策グッズというものが非常に多く発売されている時代です。もしこれも参考にさせていただいたら、2.4キロを歩く子供たちそんなに、このたつの市みたいに3,800人もいないわけですから、何とか対応をお願いできればというふうに思っております。これは私の希望でございます。

次に、先ほど申し上げました齋藤議員に対する答弁、兼務の件です。これについては、町長おっしゃるとおり、前時田町長の政策でございます。時田町長のご答弁はこのとおりでございます。しかし、松永町長に替わった今現在、松永町長は検討していく必要があると考えているというような前向きな、と私は思っているのです。という受け止め方をしていることに間違いないでしょうか、お答えを願いたいと思います。時田町長と全く同じで、時田町長のときには一朝一夕に変えることはできないというようなご答弁でした。つまりは変えないということだと理解をしました。しかし、松永町長は、町長が替わったわけですから、今後、職員の皆さんが快くお仕事に励むためには先ほどおっしゃいました業務委託、人員増、それ

に業務の削減、兼務であれば残念ながら業務の削減とは言い難いと思っております。それで、前町長、今の答弁でも全国的に兼務がされている、そのとおりだと思います。しかし、ちょっと違うと思われるところがあるのです。等級及び職制上の階級ごとの職員数、遊佐町、これは令和7年4月1日現在のホームページに掲載されてあるものをプリントアウトしてまいりました。三川であれ庄内であれ、これは地方自治法で定められた公開情報だと思います。三川も兼務の課長がいらっしゃいます。ところが、三川と当遊佐町は違うところがやっぱり、ああ、これ違うのではないのというところがあるのです。町長、これ三川のやつ御覧になったことございますか。三川の。何が違うかという、5級、6級が当遊佐町は9と書いてあります。9名。それで、職制上の段階、パーセントも書いてあります。7%と書いてあります。7%は、これは四捨五入で、よくよく計算してみますと6.5%程度でした。6.5%、これが三川になりますと6級は10ですよ。6級は10で、パーセントにすると11.2%です。ですから、兼務であっても11.2%なのです。同等程度の白鷹も見てみました。白鷹もやはり高いです。この6.5%という数値を掲げられているのは、当遊佐町、県下で私がランダムに見た限りでは遊佐町しかありません。これ何を言っているかといえば、もう一生懸命働かなければ業務量こなせないというようなことではないのかなと私は思いました。さらには、これは等級号給ですから、給与に直結するわけではないですか。そうすると、これがずっと1名兼務であれば、将来職員の方の等級号給にやはり影響するというのもう明確な数値だと思っております。その点、今後の検討課題の中に。ただ、人事だ、人事だというようなお話をされますけれども、人事はやはり職員さんが、職員の方が働きやすいようにするのが人事なのではないかと。私は横から見ていて。それこそ町の方々には人事に対して何かしら言える立場にはないのです。私も昔は宮仕えですから、人事に対してああだのこうだのというようなことは言える立場にもないし、そういうものだと思っておりますけれども、やはり働きやすいようにされるのが任命権者である町長のこれは責務ではないかと私は思っております。先ほど答弁で全国的なこと、全国的で、それはそのとおりです。しかし、この人数、課長職という人数のことについても考えていただきたい。今三川のやつは見たことがないというようなことです。全部出てきました。全部出てきましたので、この職制上の。遊佐は5と6という区分けになってはいますが、5と6というところもあります。6だけのところもあります。ぜひ町長がおっしゃる働き方改革の立場からこれについては検討をされてはいかがかなという思いでおりますけれども、いかがでございますか。町長、ご答弁を。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） ご答弁させていただきます。

任命権者ではございますが、やはりそれぞれの自治体で事情が違いまして、また総務に関しては総務課のほうでつかさどっておりまして、先ほどの佐藤俊太郎議員の前時田町長が決めたことで松永町長はどうなのだというご質問に対しましては、私は言葉でいえば温故知新という言葉、古きを温め新しきを知るの「古き」をきちんと守りながらも、何か変えなくてはいけないことは変えていきたいと思っておりますので、今佐藤俊太郎議員のおっしゃっていること、着眼点、それも私もなるほどと思うこともありましたので、遊佐町だけでできることもありますが、遊佐町でできないこともたくさんございますので、今ここでの答弁といたしましては、まずは佐藤俊太郎議員の今一生懸命考えてくださってそういうご提案だと思っておりますので、町としても前向きに考えてはいきたいと思っております。それが本当に働き方改革につながる

ということになればもうすぐにも取り組むのでございますが、何か今までどおりやっているということはそれなりの背景がありまして、そこをきちんと精査してからまた取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） ただいまの町長答弁に補足ということではございますけれども、まず遊佐町の場合、課長級は5級、6級、それぞれ使っているわけなのですけれども、ほかの市町村、先ほど三川ございましたけれども、6級に課長級がいるということで、それぞれの自治体のルール、あと基準に基づいて、あと先ほど町長答弁にもございましたけれども、これまでの経緯とか、それぞれございますので、その中でそれぞれの自治体で運用されているものでありますので、それぞれ違いがあって当然なのだと思いますけれども、まずそういったことも含めて、ほかの自治体との比較なんかも含めて今後検討していく必要があるのかなとは思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 課長そのとおりでと思います。その自治体、自治体それぞれのやり方と申しますか、事情と申しましょうか。だけれども、これ下のほうなのですよ。いいほうではないということだけは。数値的にですよ。数値。数値が7%となっていますけれども、これは四捨五入で7%であって、本来は6.5、たしか6.56くらいの数値という記憶ありますけれども、ほかのところと比べると5級、6級の段階の方のパーセンテージが低いのだということをご理解をさせていただきたいと思えます。西川町なんかかなりの高さですよ、これ。それがいいとは申し上げません。いろいろあります。本当にすぐ出てきます。10%以上のところも、三川はもう11%ですよ。11.2%。こういう数値出ていますので、何とぞ遊佐の特色といたしまして低いほうではなくて、やはり高いほうが私は望ましいと思えます。

また、これは最後の質問としたいと思えますが、今の段階で職員の方々の士気の高揚につながると思うかどうか。士気の高揚に今の現状のことがつながるかどうかということについて一言いただければ幸いです。いかがですか。町長にお願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） ちょっと遅くなって申し訳ございません。士気の高揚につながるかということではございましたけれども、それぞれの市町村で経緯に基づいて考えながらやっているところでありまして、遊佐町も課長職に限らず新採職員の採用の上で、前は初級職だけだったのでございますけれども、そこに上級職を設けたりもしていることもありますし、どういうことをすると職員の士気が上がるのかということは、そこは議論の要するところなかもしれませんけれども、まず課長級の級に、5級に限らずほかの等級も含めて全体的に、士気の高揚のためにこれから議論を深めながら検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） ぜひ職場の活性化、士気の高揚につながるように願うものであります。

以上です。ありがとうございます。

議長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の一般質問は終わります。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時59分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時15分）

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 人数的には最後ではないのですが、6月議会最後の一般質問をさせていただきます。通告に従いまして一般質問に入ります。

まずは、町に必要な人材確保についてお聞きします。この質問は、先ほど8番議員もちょっと似たような内容をしたばかりで、かぶるところもあるかと思いますが、それくらい役場職員のことは大事だということでご理解ください。住民の方から役場で働く職員の方たちの様子や若手職員が辞めていくことを見て心配の声があるために、今回この質問をしようと思いました。役場職員が十分にいれば、小学校の統合に合わせた学童などの整備、蕨岡まちセンの移転などもしっかりできて、今困っている方たちも少なかったのかもしれないと個人的には思っています。役場で働く人材は、行政報告の定数減員を見ますと、ここ数年、定員を下回っている状況です。会計年度任用職員や協力隊を補充するなど対策を行っていますが、職員の業務負担が大きいように見えます。人口が減っても職員の業務量は変わらないと思いますし、むしろ複雑化したり、大きな事業、災害などが増えてさらに大変になるのではないかと心配しています。役場の人材不足の状況をどのように捉えていて、今後、必要な人材をどのように確保していくのかお聞きします。

また、町内の事業者の状況もお聞きします。どのような分野で人材不足が深刻なのか、それに対してどのような対策を町では行っていますでしょうか。

2つ目は、町が住民に委嘱している事業についてお聞きします。町の人口ビジョンでも示された人口減少に加え、定年延長などで地域活動に関われる人がさらに減っている状況です。今住民に委嘱し行っている活動や組織体制など、今後を見据えて変えていく時期であると考えますが、町はどのように考えているのかお聞きします。

以上、壇上の質問を終わります。よろしくお祈いします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、本日最後のご質問者である3番、駒井江美子議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1問目でございますが、町に必要な人材確保についてのご質問でございました。遊佐町職員定数条例によりますと、町の正職員の定数は181名であります。この条例は、平成17年4月1日から施行されたものであります。平成17年といいますがちょうど近隣市町のいわゆる平成の大合併が始まった年でありまして、遊佐町はその前の年の平成16年に合併の協議から離脱して、それまでと同様の単独の自治体として

新たに歩み始めた年でもありました。これも繰り返しとはなりますが、人事に関することも絡んでまいりますので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、合併の協議会から離脱したことで、その責任を負う意味で、条例の定数である181人から実際の正職員の人数を毎年、年ごとに徐々に調整してきた経緯があったものと考えております。また、人口減少の影響により、総人口の1%程度の正職員数という考え方もございまして、正職員の数を削減してきたことも一つの経緯として考えられます。令和7年4月1日現在の実際の正職員の人数は143人でございますが、この人数は現在の業務量における正職員が関わるべき人数といたしましては遜色のないものであると認識しております。その正職員の業務を補完する意味で会計年度任用職員がおりますが、それも含めて全体の人数としては足りているものと考えております。議員がおっしゃる人材不足や人材確保という意味は、多分定数を下回っているもので、そのように思われるのかもかもしれませんが、ここ数年、定年前に退職される正職員も増えてきておりますので、それに対する対策も含め、人員の確保には積極的に努めていきたいと考えております。

ところで、定年前に退職される理由といたしましては、退職勧奨や自己都合によるものがほとんどでございますが、退職勧奨については遊佐町職員の定年などに関する条例及び遊佐町職員退職勧奨実施要綱に基づいて毎年実施してきたところでございまして、特に問題はないものと理解はしております。また、これまで退職された方々の欠員分につきましては、定年退職の方々の欠員分を含めて今のところ正職員として確保している状況でございます。ただ、もう少し必要であると考えている正職員といたしましては技師などの専門職ではありますが、それについては新規採用だけでなく、中途採用も含めてここ数年採用試験を実施してきておりますが、正職員としての採用までは至っていない現状でございます。

次に、町内事業者の人手不足の状況、その対策というご質問でございましたが、まず現状といたしましては、ハローワーク酒田管内の求人情報を見ますと、あらゆる分野、職種で人手不足が課題になっていると思われまます。とりわけ農林漁業、医療福祉、建設、運輸の分野が深刻なものを見ております。本町においても同様であるとの認識もしております。人材確保の対策といたしましては、事業者向けであれば国では様々な雇用関係の助成金のメニューを用意し支援しておりまして、町単独事業においても雇用の確保、継続につながるような補助制度での支援は行わせていただいております。また、農業分野におきましては、担い手の確保のための国、県の各種補助事業、町単独といたしましては内容を見直して今年度から新たにスタートさせました遊佐町新規就農サポート事業などで支援させていただいております。そのほか、移住、定住促進による労働力の確保や遊佐高校のデュアル実践による町内就職の促進などにも取り組ませていただいております。

次に、2つ目の質問でございますが、人口減少を見据えた組織体制、活動の在り方についてお答えさせていただきます。人口減少によりまして、全国的に地域コミュニティの機能低下や地域活動の担い手不足が問題となっております。一例として区長について申し上げますと、地域の基礎単位である集落の運営を支える区長の成り手不足も深刻な課題であると認識しております。多くの集落におきましては年齢順による輪番制で区長を選出しているところが多く見られますが、近年では定年延長や再雇用制度の拡充などにより、年齢的には区長を担う順番であっても、なお現役でばりばり働いていらっしゃる方が増えてきております。その結果、平日日中の業務や地域の会議への参加が難しいですといった事情から、区長職の引受けを辞退される事例も少なからず見受けられます。このような状況は、地域運営の継続性や住

民自治の維持にもかなりの影響を及ぼすものとして考えておりますので、町としても極めて重要な課題であると受け止めております。区長業務だけにとどまらず、ほかの町民の皆様にも委嘱し行っている活動についても、一部見直しや簡素化、ICTなどを活用した負担の軽減など、地域住民の皆様との対話もこれからも同じく重ねながら、実情に即した柔軟な組織運営の在り方について協議を進め、持続可能な地域社会の構築を図ってまいりたいと思っております。

以上、壇上からの答弁でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 町長、丁寧なご答弁ありがとうございました。

先ほどの8番議員への答弁では、人員を増やす努力をしているみたいな答弁もありましたけれども、今の答弁では全体の人数は足りているということで、ちょっとここに矛盾があることと、それと住民が認識されている、その業務が回っているというか、何か余裕がないように仕事をして見えるところとか、何か電話の対応があれって思うようなところもあるとお聞きして、その認識がちょっと違うのだなということを理解しました。やはり先ほども壇上で申し上げましたが、住民はやっぱり仕事ができるようになった若手職員が辞めていくことや窓口などの対応を見て、役場の職員の数が足りているのかということを心配しているそうなのです。5番議員が防災地域計画でも1年たってもまだできていないというのも、やっぱり余裕がない人数でやっているから回らないというところもあるのではないかと私は感じたのですけれども、総務課長としてはいかがお感じになっていきますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

8番議員のときに申し上げたのは、まず町長の思いといいますか、人員を増やしたいという思いで申し上げたことございまして、今現在の人員についてはまず足りているものというふうな認識で考えておりますし、もし足りなければもうすぐにでも中途採用も含めて募集しなければいけない状況というのがあるわけなのですけれども、そういう状況でもないですので、まず今のところ来年度の新採職員の採用も含めて今検討しているということでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 足りていないというか、足りていなければ採用をすぐでもやるということは、その足りていないという声が各課から上がってこないということになるのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 足りていないといいますか、そういう声が上がっているかということでございますけれども、今新年度始まって、新しい人事の下で新年度始まっているわけで、その中で実際業務としてやってみて、いや、実はこういう感じになってきているのだという具体的な話は出てきております。ただ、その中身についてはちょっとこの場での発言は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 新年度が始まって、ちょっとこの状況では困っていますよという声は上がって

いるけれども、それについての対応はこれから考えるというような形になるのでしょうか。

また、会計年度任用職員さんが正職員の業務も補完しているということを聞いているのですが、部署によっては何か人数が減らされて、会計年度任用職員さんの業務も増えて大変だということもお聞きしているのですけれども、そのような状況も把握されているという理解でしょうか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） だんだん業務の中身についてのご質問のように考えられるのですけれども、まず今現在、そんないろいろな声を参考にしながら検討し、これからまた来年度の新採の採用に向けてこれから検討していくというような段階であります。ただ、会計年度任用職員がどうのこうの、あと正職員がどうのこうの、その具体的な中身についてはやはり人事に関する事でございますので、発言は控えさせていただきます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 具体的なというよりも、一般、職場の全体として足りていない部分に対してどのような認識、対応をしているのかなということをお聞きしたかったのですけれども、それをご回答いただけるのは難しいということになりますか。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 人事の中身に対する質問ということになりますので、まずその件についてなぜ話せないのかということ私の口からこの場で発言していいものかどうかもちっと不安なのですけれども、申し上げさせていただきます。

基本的に人事の中身に関するにつましましては、町の裁量権に当たるわけですが、秘匿することと決めておまして、特に公の場では話せないこととしております。これは役場に限ったことではなくて、県職員などの人事もそうですし、民間の会社や組織、団体などにおいてもそれぞれの裁量の下で秘匿とされているものと認識しております。また、人事の中身をほかに話すことによって思わぬトラブルや混乱を招き、役場内外に悪影響を与える可能性があるという見方もございます。そして、その人事の中身について、職員にも話ししていないようなことをこの議会という公の場で話すことはできないと考えております。また、人事の中身を議会の場で一度でも話してしまうと、次にまた同じような質問を受けたときに質問内容のさらなる追及につながることも懸念されます。このようなことを申し上げること自体もご指摘を受けることにつながりかねないのですが、それを承知で申し上げさせていただきました。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 私の中で人事というのは、この人をここに配置するとか、どうしてそうなったのですかというのが人事だと私の中では認識していたのですけれども、その全体的な職員の数が足りていない、それについてどうお考えですかということも人事に当たるという答弁ということをまず今回は理解しました。

それで、ご答弁では、あえて言えば専門職が足りなくて、採用試験も行っているけれども、採用には至っていないという答弁でした。これももしかして人事に当たってしまうのかもしれないのですけれども、

応募の数が少なくて採用に至らないのか、どういう傾向で至らないのか。今は足りているから、そんなに急がずに採用を、焦っていないからゆっくりでいいのかというところはどうか。その技師と言われる人は平成24年以来入っていないと聞いていまして、次に続く人は必要な時期なのではないかなと私としては思っています。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今ご質問いただきましたけれども、それもここで話をしてしまうとそれがいろんな形で波及して、いろんな形で臆測を呼んだりする可能性もありますので、まずこの場での発言は控えさせていただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） これも人事に関わることということで、この場は理解しました。ただ、その技師が足りなくなってから募集するでは多分遅いかなと思いますので、何回も採用するとか、そのような対応をして、必要なときに慌てて探すということがないように対応していただけたらなと思っています。

あとは、協力隊のこともちょっと話したので、少し触れたいと思います。5月で退任した隊員が行っていたスマホ道場がとても好評で、住民の方からぜひ継続してほしいという声がまちセンに寄せられているというところもあるそうです。協力隊に関わる事業でこれほど地域の人たちと密接に関わる事業は、協力隊制度導入時の集落担当というの以来ではないかなと個人的には思っています。開催場所などを考慮しながら、ぜひ続けていっていただけたらなと。これはお願いです。

そして、ではこの役場の人材確保については、今は足りているという認識で、専門職を募集するという対応で今これからやっていくという方向性になりますか、総務課長。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、専門職についても来年度の採用を含めて検討していくつもりではおりません。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 前回の一般質問でも触れましたが、あと8番議員も言っていましたが、各課が担当する分野も広く、いろいろ仕事が大変で、本当に余裕がない中で職員の方は仕事をしているのだろうと想像します。ただ、今後も職員の数が減ったまま、もしくはさらに減っていくことを考えると、町が行っている事業を目的が何なのかということを確認にして、今行っているやり方、方法は最適なのかということを確認する必要があるのではないかなと思います。業務の中で、その日常の業務のほかにそれをするのはちょっと大変かもしれないですけども、人数が減っていくというのであれば今やっている事業を本当にこれはこのやり方で合っているのかとか、先ほども言っていた形骸化しているものはないかということを見直しながらやってほしいなと思っています。

では次に、産業課長に町全体の人材不足の状況についてお聞きします。あらゆる分野での人手不足の状況であること、この点は私が認識しているのと同じ状況であるということを確認しました。昨日話題に上がった訪問介護についてですが、その訪問介護をされている人にお話を聞きましたところ、1人で行うので、分からなくても誰にも聞けなくて、全部やらなければいけないから大変だという認識があって、成り

手がないということでした。その方ももう年齢的に辞めたいのだが、人手不足なので続けているということでした。

それで、国や町で様々な補助メニューを準備しているということですので、その点について少しお聞きします。人手不足の事業所さんは、採用活動をしたいけれども、そこに回せる人材がいなくてできないというところもあるのではないかと思います。そのような事業所さんに対して、町が対策または支援などを行ったりしてはいるのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

基本的に採用に関わる部分につきましては一番はハローワーク、国で準備している助成事業だとは思っておりますが、町単独としましてはホームページで募集をかけるという、いろんな就職サイト、大手から小さいところから様々ありますが、地元の庄内でやっております就職サイトのほうに登録をするときに町が助成をするというようなところで、なかなか就職の面接会等々にも出向けない企業があるというのも十分分かっておりますが、しかしながらやはりそういう努力も会社でしていかないと今やっぱり人材確保はできないというふうには思っていますので、今のところそういう支援しかありませんが、今後、事業所の要望も聞きながら、できる範囲での支援は検討をこれからしていきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。就職サイトですと登録料というのがかかってくると思いますので、そこを助成してもらえるとというのはすごいありがたい制度かなと思います。本当に若者が出ていって人がいないという状況ですので、人材の奪い合いではないですけれども、本当に確保していくのが大事だと思いますので、ぜひご支援のほどよろしく願いいたします。

次に、介護関係施設や農業関係の事業所さんの中には、人手不足を外国人技能実習生で補完というか、で対応しているところもあると聞きます。議会の記録を調べますと、令和3年度に俊太郎議員が少し質問されていて、そのときはベトナム人が27人、フィリピン人が5名だったという記録があったのですけれども、その後の動向というのは把握しておりますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 現在、町内の事業所にいわゆる外国人技能実習生がどのくらい入っているかの正確な数字は把握はしておりません。多分その人数に入っている、その今議員おっしゃられた令和3年自体の人数でいえば、同じ事業所、製造業の事業所と、あとは最近では福祉関係のところでも外国人実習生をというふうには聞いてはおりますが、全体の人数まで町のほうでは把握はできておりません。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。事業所さんが独自でやるものですので、町が把握するというのは難しい部分もあるのだろうなということを理解いたしました。

ただ、人が足りないということで、日本人が集まらないから、では代わりに外国人技能実習生の制度を利用したいってこれから考える事業所さんも出てくるかと思うのですけれども、やっぱりそこは手続とか

何か難しくて分からないような部分もあると思うのですけれども、その点について町が何か支援とか考えてはいらっしゃいますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

これまで町のほうにそういう相談を直接というのは、たしか記憶ではないとは思っております。外国人実習生、外国人の技能実習生を必要とする場合、いわゆる仲介する登録をして、国のほうに登録をして、国だと思うのですが、登録して、その許可を得ないとそういうあっせんができないというところで、実は庄内地区では出羽商工会さんのほうでその資格といいますか、そういう役割のところを商工会で取られていて、商工会さんが例えばベトナムとかに行ったりして交渉をして、管内のそういう必要だという人数を集めていると。集めているという言い方はあれですが、確保するためにそういう仲介の業務をされているというふうには聞いてはおります。正直申し上げますと、町のほうでは何もその仲介業者との接点もないという状況でありますので、今後そういう問合せも町に直接なりあるというふうにも想定されますので、なおこれからそういうところも対応できるよう、いわゆる町を介して紹介するというようなこともできるようにちょっと調べていったりしたいと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子委員。

3 番（駒井江美子君） 前向きにご検討いただけるとのこと、ありがとうございます。

これはちょっと、松永町長が選挙のときに討論会で洋上風力のメリットというところで、宿泊業とか飲食業の雇用が増えるだろうというところがメリットだとおっしゃっておられたように記憶しております。ただ、今の状況を見ますと全体的に人手不足なのですけれども、そこに飲食業とか宿泊業とかの雇用が出てきたときに、人材の奪い合いみたいなことになるかもしれない可能性を町長はどのように捉えておりますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 駒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

ちょっと先ほど答弁しそびれたことで、町役場にお電話いただいたお客様、町民の方が対応の件いまひとつではないかというご意見いただきましたが、私も結構外で仕事することがあって、私もこの役場に電話をすることが多々ございますが、どのタイミングでいつかけても私がかけた職員の皆さんは丁寧に対応してもらっていますが、町長だからということではなく、私中も歩いてみるのですが、電話対応もすべからく初期職員研修のベースを基になっているなと思っております。ただ、駒井議員のところの耳に入ったそういう方もいらっしゃるの事実ですので、なお皆さんと共有して、電話一本そのようなことがないようになるべく精進していきたいとは思っておりますので、まずはそのようなご意見いただきありがとうございます。

なお、もう一つ、若い職員または職員が辞めているということを町民の方が心配してくださっている、これも駒井議員のところにご相談もしくはお耳に入っている件で今回の一般質問を考えたのだなというふうに拝見していました。拝察していましたが、様々な事情があって、先ほど総務課長も丁寧に答弁していただきましたが、今の時代、一つのところでずっと仕事をするという若い方もいらっしゃるのですが、逆

にどの民間事業者も、どこの行政のあちこちの自治体の方にも私仕事のたびに、出張のたびにお聞きしますが、やはり同じような課題を抱えております。その辞めてしまう職員の方たちの補充ももちろん考えたいですし、またお辞めになる職員が未来に向かって進んでいきたいと思ってすごく悩んでお辞めになる場合もあるなど拝察していますので、まずはこの多様性の時代に遊佐町役場が、駒井議員が根底にあるのは職員の方が大変そうだ、いろんな課題についてもスクラップ・アンド・ビルドしたほうがいいのではないかとかいう、そこのところは私も同じ意見なので、まずはそこをお伝えしたいと思いました。後半の洋上風力発電事業における人材の取り合いという点でございますが、私のほうといたしましては、人材の取り合いということよりも、まずは今の段階では洋上風力発電事業が、駒井議員もよくお勉強していらっしゃるのご存じだと思うのですが、予定どおりに進むか進まないか、または地域貢献策がどうかとか、そういうところの基本のところをしっかりと考えて、町のためになることは何かというところも考えていきたいと思っております。また、人の奪い合いになる可能性もあるかもしれないので、そこも追加してこれからも考えていきたいと思っております。

なお、先ほどベトナムやいろんな海外から遊佐に来てくださっている方たちについては、この前の災害のときもやはり日本語が分からない中での災害はとても辛かったのではないかとことを思いまして、各事業所に回って皆さんどうでしたかということで、産業課の方と海外から来た従業員の方たちの様子も先日回ってきました。やはり自分の子供がもし海外で働いていて同じ目に遭ったらという視点で私はいつも動いていますので、今日もいろいろなお質問、大変切り口勉強になりますので、今一つ一つ自分でも考えながらこれからの町政に生かしていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） いろいろ詳しくご答弁ありがとうございました。ぜひ善処していただけたらと思います。

では次に、地域生活課にお聞きします。除雪や草刈りなど事業者さんをお願いしているかと思えますけれども、人手不足などを実感している部分はありますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

道路、河川の草刈り、除雪についてということでございますけれども、道路の路肩の草刈りににつきましてはシルバー人材センターのほうに委託をいたしまして、延長約29キロを除草してございます。町で草刈りをしていない部分につきましては各集落や個人でされておりますけれども、そういった集落のほうから、あるいは農業をされていて道路端、米の関係で刈っているというような方からは、年齢の関係でちょっともうできないので、町で何とかやってもらえないかという要望もございます。

また、除雪につきましては、12月から3月にかけて21業者、28台の除雪車で延長約160キロを実施しておりますけれども、業者の皆さんのほうもオペレーター不足ですとか、そういったことでなかなか路線延長の拡大は厳しいのかなと感じているところでございます。

それから、河川のほうの草刈りなのですけれども、今年度の予定でちょっと分かりづらいのですが、面積としてはまず約66万平方メートルを町内の集落とか、あるいは団体で9団体、それから町内の建設会社

12社から実施していただくこととしております。

草刈り、除雪、いずれにしましても町内の建設業者1社が廃業するという情報もありますので、その分を割り振りをさせていただかなければならないと思っておりますし、これまでやっていたボリュームを全てこれからもということがなかなか厳しい状況になっているのかなと思っております。実施箇所につきましては、取捨選択して今後行っていくということも検討していかなければならないのかなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 詳しくありがとうございます。今後は、できる範囲でやれるようにシフトしていくかもしれないということを理解しました。シルバー人材センターさんでも草刈りをされていると、お願いしているということで、このシルバー人材センターさんにちょっとお話を伺いに行ったのです。会員の減少が続いていて困っているということでお話行ったときに、「誰か紹介してくれるの」といきなり言われて、ああ、違いますと、ただ話教えてくださいと言ったらがっかりされてしまいました。定年延長とか事業所さんの人手不足で、65歳ではなくて70歳まで働く人も増えたり、お孫さんの送迎などで60代の方の入会は今ほとんどないという状況だそうです。現在活動している会員さんは70歳から75歳の方が多いと聞きました。人口が減り、若者がいなくなった分、シルバーの皆さんがそこをカバーしてきたという状況だったのですけれども、限界が来ているのかなと個人的には感じているところです。建設会社さんからも、何かシルバー人材センターさんに草刈りをお願いしているところもあるそうなのですけれども、社員さんの手も足りないし、シルバーさんの手も足りないという状況で、草刈りが大変だということもあるようでした。

そこで、事業者さんから、その対応策として草刈りをラジコンの草刈り機などを使って、町が購入して、それを貸し出して刈ってもらいたいなふうにできないのかという質問をいただいたのですけれども、その点についてご検討いただいたりできますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

河川の堤防の草刈りというのが一番広い面積でありますので、そこが一番大きな業務になろうかと思えますけれども、今ICTといいますか、今議員おっしゃいましたラジコンもそうなのですけれども、山形県とか大きな市あたりでどうなのかはちょっと把握していないのですが、国のほうではやはりラジコンのようなもの、ちょっと実験というような情報もあったのですが、そういったこともやられているようではございます。うちのほうの2級河川レベルでそういったものが使えるのかということもありますし、町で1台草刈り機械を保有するとなるとなかなかメンテナンスも大変ですし、維持経費もかかるということで、ちょっと具体的な検討まではしていなかったのですが、なお担当のほうとも確認してみたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 農業関係で1つ紹介といいますか、農業関係の団体のほうで無人のラジコンの

草刈り機を今年購入するというものに補助申請をしております、国の補助、そういうものが一応あったりしますので、先ほど今議員あった町が購入というよりも、そういう団体が購入するものに支援するという形は今後考えられるのかなというふうには思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ありがとうございます。町が購入は難しくても、支援するという選択肢もあるということで少し安心しました。草を刈るということが目的ですので、人間ができなければ機械ですというふうに、どんな方法でやるのか、何が目的なのかということをやっぱり確認してやっていく必要があるかなと思っています。

では、2問目に移ります。町が委嘱する組織や活動について、区長さんを例に取り、現在の状況を詳しく説明ありがとうございました。また、現状に合わせて柔軟に活動内容や組織を変更する予定もあるという答弁を聞いて、大変安心しました。答弁では、区長さんが働きながら区長をされている方が多いということ答弁を聞いて、改めて確認したところです。区長に限らずなのですけれども、いわゆる充て職があって大変だという声をいろんな組織から耳にするのですけれども、今後こういう充て職を減らすというような動きがあるのかどうか。これは総務課長になるのでしょうか、お答えできればお願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、充て職が多過ぎるのではないかなという話でございますけれども、やっぱり区長、会長さんになったりすると充て職がかなり多かたりする場合もあるわけなのですけれども、それぞれ組織、団体があって、それで必要だから区長さんをその組織、団体に入らせていただいているという、そういった経緯もございますので、あとそれぞれ組織、団体の考え方にもなってくるのかなという感じはするのですけれども、本当に大変だということの声も当然聞いております。そういったこともございますので、あとそれぞれの役員とか委員になっている組織、団体との話合いも含めてやっぱり今後検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 充て職についても今後、この現状を見て検討してくださるとのこと理解いたしました。

ちょっと時間もなくなってきたのですけれども、個人的な印象で大変申し訳ないのですけれども、教育課がこういう組織、何か推進員とか名前がつくものを一番多く抱えているように見えるのです、私からしたら。組織体制が何か2つあるようなところもあって分かりにくいという声も住民の方からお聞きしました。教育課では、現状に合わせて数を減らしたりまとめたりした組織というのはありますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

組織のいろんなまとめたりとか集約したりとかということで、特に今最近なかなか人材不足というふうなこともございまして、成り手がいないというような状況は私もちょっと把握はしております。その中で、

議員がおっしゃっているのは特に青少年関係の組織等だと思うのですけれども、一応それにつきましても、組織体自体は特に変わっていないのですけれども、いろんな行事を精選するなどして、特に関わってくれる方々の意見ですとか、それから事務局側での所見、そういったものも含めて検討して、より内容も精査した形での行事とか、そういったことにしているというようなことで把握しております。特に前だとPTA連絡協議会と、それから青少年育成協議会とで子育てフォーラムと、青少年健全育成の集いということでも開催していたのですけれども、ちょうど学校の統合等にも合わせてそういった行事は今なくしたというようなことで、特に各PTAの、各小学校のほうからもいろいろ動員等もかけまして学習センターで行っていたのですが、そういったところも見直しを図ったりとか、あと各事業内容についても現実に即さない部分は青少年活動につきましてはいろいろ廃止したりとか、逆に新たな課題に対する取組を加えたりとかして行っておりますので、その辺は、実情に合わせて対応してきているのかなというふうに思います。なかなか役職がなくなる、どうしてもやっぱり必要な部分は残しておくといった部分と、あとそれから統合で仮に一緒できるものは一緒に合同開催して役員の負担を減らすと、そういう部分については取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 現状に合わせて、なくしたりまとめたりということをしていく方向であるということを理解いたしました。

平成29年から遊佐町学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクール制度が始まり、今は中学校と小学校でそれぞれ1つずつ協議会が設置されているということを知っています。ただ、そのメンバーは地区で推薦する人などいるようなのですけれども、小中どちらの協議会も同じ人になってしまうということがあると聞いています。子供たちのためにとって引き受けてくださる人が多いけれども、ちょっと大変そうだという声も聞いています。この学校運営協議会の基になるのが、地方教育行政組織及び運営に関する法律の第47条の5に基づいているという話を聞いています。この47条の5を見てもみますと、2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る場合は、文部科学省令で定める場合には2以上の学校について1つの学校運営協議会を置くことができるとあります。なので、それで実際にほかにそういうところないのかなって調べてみたのですけれども、秋田県にある自治体では1つの中学校と2つの小学校で1つの学校運営協議会を設置しているというところもありました。遊佐町も幼保小中高連携とうたっていますし、昨日の教育報告でも小中一貫教育推進委員会全員大会で小学校と中学校の教職員が集まって話し合いをしたということもありますので、小中に関しては1つの組織にすることも考えていってもいいのではないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

学校運営協議会につきましては、それぞれ小学校、中学校とございまして、その前ですと本当に各小学校単位とかでもあったのかなというふうに思っております。やはりそれぞれの小学校、中学校の今の学校のいろんな経営方針ですとか様々、行事等も含めていろんな学校に関わる方々から意見いただいたりして、より地域に根差した学校へつなげるというような役割がありまして、それぞれ小学校、中学校とやはりい

ろんな違う部分もございますので、今のところは別々にやる必要があるのかなというふうに思っております。今議員の考え方につきましては今後の参考としていくところでありまして、それぞれあと学校のほうでもどういうふうに考えているか、そういったところも含めて今後の検討課題というふうにさせていただきます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 今のところはそれぞれでいくということで理解しました。子供たちのために最適な環境をという、理想の環境をというところも理解しますが、実際その関われる人が減っているという現状も見ながら検討して、どういう状況、どういう組織にするのがいいのかというのは学校も交えてどうか考えていってほしいなと思っています。

それで、これはその学校運営協議会に関わる方からいただいた意見なのですが、子供に関わる係というか、関わる人たちで見守り隊ですとか青少年育成推進員など似たような働きをしている組織があると思うのですが、そういうのをコミュニティスクールをトップに部会みたいな感じでまとめていったらちょっとすっきりするのではないかなというご意見もありますので、その点も併せてご検討いただけたらと思っています。

このコミュニティスクールに関する事でまた少しお聞きするのですが、昨年度までは遊佐小学校で毎年、庄内支庁の職員も来て月光川でサクラマスの放流を行っていたということだったので、今年度は小学校だけの判断で中止となったと聞きました。コミュニティスクールというのは、地域との協働や地域とのつながりを強化するためのものだとして理解しています。教員の皆さんも、生徒の数が減っても業務は減らず、多様化ということでいろんな生徒さん、児童さんがいるということも分かるのですが、地域のつながりを大事にしてほしいですし、サクラマスの放流を何のためにするのかということももう一度再確認していただけたらなと思っています。教育課長は、このようになった経緯をどのように理解しておりますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

サクラマス放流事業中止の件でございました。私もその話を聞きまして、学校のほうにちょっと確認といたしますか、学校教育コーディネーターを通してちょっと確認したところ、以前は2年生でサケの一生という単位がありまして、それも関連してサクラマスの放流事業もそういった授業の中で行ってきたというようなところでしたけれども、その単元もなくなって、なかなか今の教育課程の授業時数を確保する関係とか、様々なことでちょっと実施するのは難しいというような判断をしたというところで聞いております。これにつきましては、産業課サイドでも深く関わっている事業だと思いますし、当然地域のいろんな関係する方々なんかもらっしゃるということで、これは学校の判断ではございますけれども、来年度に向けまして少しこの事業の意義とか、そういったことについて産業課長と私とちょっと学校のほうとも伺っていろいろ相談しながら、来年以降どうするかというようなことについての協議はしていきたいなというふうに思っております。県内いろんなところで今盛んに放流事業のことがテレビ等でも見ておりますので、では遊佐町でこれをもう一回やるにはどうしたらいいかというのをちょっとみんなで考えていきたいなと

思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 詳しくご説明ありがとうございます。これまでずっとしているということ、している授業は何か、これが何の目的だったのかということをお忘れがちになってしまうと思います。やっぱり何のためにこれをやっているのか、その教育課程にないからもう簡単にやめてしまっているのかというところは、学校だけの判断ではなくて、コミュニティスクールっていうたっているわけですから、そういう何か地域の方も関わる事業ですので、相談して、先生たちがお忙しいのは本当によく分かります。うちの子も本当に毎日学校に行きたくなくて渋るのを温かく本当に見守ってくださるので、そういう仕事も増えて本当に申し訳ないなっているところなんです。そういう忙しい部分もあるかと思いますが、コミュニティスクールっていうたっている以上はぜひ地域との連携をしっかりとって事業を行っていただきたいなと思っています。個人的な印象ではあるのですが、行政とか学校というのは一度何かを始めるとそれを継続すること自体が目的となってしまうと、本当に本来何のために始めたことなのかということが置き去りというか、かすんでしまうということがあるのではないかなと思っています。今までは人数がいること、地域のために動いてくれる人がいたので、何とかなっていた状況だったのかもしれませんが、ですが、人口が減って、税金も高く、物価も高く、それでも年金は少ないので、65歳またはさらに働き続ける必要があるという、身体的にも精神的にも余裕がなくなる人が増える傾向にあるのではないかなと私は感じています。そうすると、地域の活動まで手が回らないということになっていくのではないかなと思っています。それでも必要な活動というのはあると思いますし、そのために現状に合わせてその組織、その活動の目的は何なのかということを確認して、必要な組織に関しては現状に合わせて見直していくなど、そういう活動をして、そういう対策をしていただきたいと強く思っています。

これで私の質問は終わります。

議長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。

本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

次に、日程第2から日程第16まで、議第39号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認のほか専決処分案件5件、議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）ほか特別会計補正予算2件、条例案件2件、事件案件4件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

議第39号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について。本案につきましては、令和6年度の地方譲与税などの交付額が確定したことなどにより補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,500万円減額し、歳入歳出予算の総額を127億3,100万円としたものであります。

歳入につきましては、譲与税などで3,546万4,000円、交付税では特別交付税で2億2,086万円、寄附金では地震災害など寄附金で81万7,000円、環境衛生費寄附金で600万円、ふるさと納税寄附金で5,066万2,000円、企業版ふるさと納税寄附金で1,420万円、繰入金では企業版ふるさと納税基金繰入金などで714万1,000円、諸収入で9万2,000円をそれぞれ増額する一方、国庫支出金で6,140万5,000円、県支出金で3,553万1,000円、町債で3億5,330万円をそれぞれ減額し、歳入補正総額では1億1,500万円を減額補正したものであります。

一方、これに対応する歳出については、基金積立金では財政調整基金積立金で1,755万2,000円、ふるさと基金積立金で1,600万円、企業版ふるさと納税基金積立金では1,340万円、遊佐パーキングエリアタウン整備基金積立金では1,000万円、観光施設整備基金積立金で1,000万円、環境保全基金積立金で600万円、森林環境譲与税活用基金積立金で459万2,000円、事業費ではキャッシュレス決済緊急経済支援事業で1,055万円、除雪経費で150万円、そのほか予算の緊急対応が必要な事業について増額する一方、事業費の精査により2億473万8,000円を減額し、歳出補正総額で1億1,500万円を減額したものであります。

繰越明許費については、既に議決をいただいた繰越明許費のうち、キャッシュレス決済緊急経済支援事業、道路橋梁災害復旧事業の繰越事業費について、増額のため追加計上させていただきました。

続きまして、議第40号 令和6年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認につきましては、令和5年度分の低所得者保険料軽減負担金を返還するために補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであり、歳入歳出予算の総額に4万円を増額し、歳入歳出予算の総額を20億3,704万円としたものであります。

歳入につきましては、保険料で4万円を増額したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、諸支出金で4万円を増額したものであります。

続きまして、議第41号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでございますが、本案につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和7年4月1日施行の遊佐町税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備などの改正を行ったものであります。

続きまして、議第42号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令和7年4月1日施行の遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定の基準額の見直しを行ったものであります。

続きまして、議第43号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、関係する規定を整備するため、令

和7年4月1日施行の遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、法改正に合わせて項ずれ整理の規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、議第44号 R6災46—102江地(2) 西通川揚水機場災害復旧工事に係る請負契約の一部変更の専決処分の承認についてでございますが、本案につきましては、R6災46—102江地(2) 西通川揚水機場災害復旧工事について工期を変更して実施する必要があり、専決処分したため、その承認について提案させていただくものでございます。

続きまして、議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)。本案につきましては、橋梁長寿命化修繕計画事業、農業施設及び道路橋梁災害復旧事業、物価高騰による住民負担の軽減のための定額減税補足給付金事業などに要する事業費や当初予算編成後の事業の見直しなどにより、当面緊急を要する一般行政経費などについて補正するものであり、歳入歳出予算の総額に4億6,736万円を増額し、歳入歳出予算の総額を104億500万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、道路メンテナンス事業費補助などの国庫支出金で2億725万1,000円、県支出金で148万7,000円、繰入金で8,892万2,000円、町債で1億6,970万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で4億6,736万円を増額補正するものでございます。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で1億4,526万7,000円、民生費では878万5,000円、衛生費で284万4,000円、農林水産業費では145万7,000円、商工費では218万2,000円、土木費では1億7,400万円、消防費では82万5,000円、災害復旧費で1億3,200万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額では4億6,736万円を増額計上するものでございます。

続きまして、議第46号 令和7年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて、必要なシステム改修など事業に係る費用を新たに計上するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ528万円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億8,328万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰入金で528万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、一般管理費で528万円を増額するものでございます。

続きまして、議第47号 令和7年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。本案につきましては、繰入金、総務費の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ175万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,075万円とするもので、歳入について申し上げますと、繰入金で175万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で175万円を増額するものでございます。

続きまして、議第48号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものでございます。改正の趣旨につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う控除額の追加、公的年金等受給者の個人住民税申告義務及び扶養親族等申告書に係る提出義務等規定の整備、町民税の減免対象の追加等の改正を行うものでございます。

議第49号 遊佐町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、遊佐町防

災会議でより実践的な知見を持つ組織を委員に加えることで地域防災計画の実効性を高めることを目的に、関係する規定を整備するため提案するものでございます。

続きまして、議第50号 旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事請負契約の締結について。本案につきましては、旧高瀬まちづくりセンター解体及び駐車場整備工事について工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

続きまして、議第51号 令和7年度遊佐象潟道路（物見峠地内）建設工事に伴う送配水管移設・撤去工事請負契約の締結について。本案につきましては、遊佐象潟道路（物見峠地内）建設工事に伴う送配水管移設・撤去工事について請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

続きまして、議第52号 スクールバス（中型）の取得について。本案につきましては、平成19年度に購入し運行してきたスクールバスが耐用年数を経過し、老朽化してきたことから、更新のために取得することについて地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものでございます。

続きまして、最後でございますが、議第53号 移動式バスケットゴール及び付属機器の取得について。本案につきましては、遊佐町民体育館に配備してある既存のバスケットゴールが標準耐用年数を経過し、不具合が生じていることから、利用者の利便性向上を図ることを目的に更新するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

以上、専決処分案件6件、補正予算案件3件、条例案件2件、事件案件4件についてご説明させていただきました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、議員の皆様よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 次に、日程第17、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第45号 令和7年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）ほか特別会計補正予算2件については、恒例により、小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の斎藤弥志夫議員、同副委員長には渋谷敏議員を指名したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に斎藤弥志夫議員、同副委員長には渋谷敏議員と決しました。補正予算審査特別委員会終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時30分）